



米 国 農 務 省

日 本 向 け  
牛肉輸出証明プログラムに関する  
調 査 結 果 ・ 対 策  
報 告 書  
( 仮 訳 )

2006 年 2 月 17 日

## 目次

I.	要旨	2
II.	食品安全検査局 (FSIS) : 日本向け輸出調査報告 ; Golden Veal Corp. 及び Atlantic Veal and Lamb, Inc. (証拠書類は別添 I に示されている。)	4
III.	日本向け牛肉輸出証明プログラムに対する USDA (米国農務省) による 管理の評価に関する監察官室報告	36
IV.	USDA の調査結果及び実行計画	
	1. マイク・ジョハnz農務長官による 2006 年 1 月 20 日に発表された最 初の措置	45
	2. FSIS 調査結果及び措置	52
	3. 日本向け牛肉輸出証明プログラムについての USDA による管理の評価 に関する監察官室報告への USDA の対応	62
V.	結論	70
VI.	別添	
	A. 日本向け牛肉に対する USDA 輸出証明 (EV) プログラム特定製品条件	
	B. 日本向け EV プログラム - 特定製品条件の説明	
	C. FSIS 指令改訂案 - 輸出証明	
	D. FSIS 通知改訂案 - 日本向け牛肉製品の証明及び輸出証明プログラム に基づく牛肉製品を証明するための輸出手続の説明	
	E. 書簡形式の証明書	
	F. 二人目の署名のための AMS (農業販売促進局) の声明	
	G. FSIS 検査プログラム担当職員のための研修文書	
	H. 2006 年 1 月 24 日の日本向け輸出証明プログラム会議に参加したパッ カー/最高経営責任者 (CEO) のための資料	
	I. FSIS による Golden Veal Corp. 及び Atlantic Veal and Lamb, Inc. の調査に関する 1 番から 39 番までの文書	

## I 要旨

2005年12月12日、日本はほぼ2年間の米国産牛肉輸入禁止を解除し、米国産牛肉の輸入を再開した。2006年1月20日、日本政府職員はせき柱が付いた米国から積み出された子牛肉（ヴィール）3箱を発見した。日本との個別な貿易合意の下では、せき柱の混入は認められていない。米国は、これが日本との合意条件に沿うものではなく、日本にとって受け入れられないことを認めたが、当該製品は国民の健康を害するものではないと強調した。

米国政府はこの不適格な出荷の報告を受けて、即座に農務長官は徹底的な調査を命じた。食品安全検査局(FSIS)内の監査、評価を担当するプログラム評価執行審査部は直ちに、どのような経緯でこの不適格な牛肉が日本に到着したのかについて調査を始めた。さらにFSISは農務省監察官室(OIG)の調査部と連携して調査を行った。この調査は2006年2月2日に完了した。（本報告書第2章参照）

調査により、本件は輸出業者及びUSDA検査官が日本へ出荷可能な特定の製品を熟知していなかったためであると判明した。日本政府との合意によりせき柱は出荷できないこととなっている。そのせき柱を含む「ホテルラック（子牛の部位）」というラベルが貼られた箱が1つ、「（子牛の）トリムドロイン」のラベルの貼られたものが2箱出荷された。さらに、問題の施設を担当したFSISの検査担当職員が農業販売促進局（AMS）の輸出証明（EV）プログラムについて十分認識しておらず、日本向け輸出に不適格な製品の出荷を認可及び承認すべきではなかった、ということも明らかになった。EVプログラムの下で今回が最初で唯一の子牛肉の出荷であることから、不適格な出荷をめぐる状況は特異的なケースであるという判断に確信をもっている。（本報告書第3章参照）

ジョハンズ農務長官はまず、不適格な子牛肉の出荷に対応し、12の再発防止策を発表した。その中には、不適格な子牛肉を日本に輸出した問題の施設を認定施設のリストから削除することも含まれている。さらに不適格な出荷の連絡を受けて、FSISは3日以内に、EVプログラムの認可を受けたすべての施設にいる検査担当職員に対して、ウェブサイトを利用した双方向の研修を行った。4日以内に、USDA職員は業界側がEVプログラムの求める輸出条件を遵守するために重要な問題を確実に理解するために、ワシントンのUSDA本省において、EVプログラムの下で牛肉を輸出する施設の最高経営責任者及びその他の幹部役員との会合を開催した。ジョハンズ農務長官は出席者に対し、直接そして非常に明確に、米国の農業製品及び食品輸出プログラムに関し、非常に高いレベルでの基準を維持するため、すべての必要条件を満たすことの重要性を述べた。（本報告書第4章参照）

調査終了後、USDA は調査結果に対処するための適切な追加措置を決定した。例えば、EV プログラム参加国向けに輸出が認められた特定の製品を FSIS 検査プログラム担当職員に周知徹底させるため、AMS は、FSIS の研修を受けた検査プログラム担当職員がアクセスできる内部用ウェブサイトに、各国別に認可された特定の品目リストを掲載する。さらに、施設が監査を受けたり、プログラムに追加、あるいは削除される場合、その都度、AMS が FSIS に通知する。（本報告書第 4 章参照）

2006 年 1 月 27 日、米国農務長官は、日本向け牛肉 EV プログラムについての USDA の調整・管理プロセスが適切かどうかを評価するため、議会を通じて米国国民への説明責任を持つ USDA の独立調査機関である OIG に、監査を行うよう依頼した。2006 年 2 月 10 日、OIG が監査報告書を提出し、監査は終了し、本報告書にも調査結果が記載されている（本報告書第 3 章参照）。本報告書に示されている調査結果、USDA の対応措置（本報告書第 4 章参照）は、FSIS の「日本向け輸出調査報告書、ゴールデン・ヴァイル社、アトランティック・ヴァイル・アンド・ラム社」、OIG の「日本向け牛肉輸出証明プログラムについての農務省による管理の評価」の結果である。調査結果、事実関係、措置は各調査とも同様のものである。

米国は、日本の輸入牛肉の基準を満たすことを非常に重視している。我々は日本の条件を理解している。それらの条件は非常に明確なものであり、我々のシステムは、それらの条件に対応すべく構築されている。徹底的な調査の結果、今回の子牛肉の 1 出荷事例に含まれる不適格な製品の発見は、米国の牛肉加工、検査、あるいは輸出制度の全体にかかわる不備を示唆しているのではないことを確信している。今回の事例の調査、対応を経て、我々は同様の事例の再発防止のため、さらなる防止策を米国の制度に導入した。



米国農務省  
食品安全検査局プログラム評価執行審査部  
遵守調査課

## 日本向け輸出調査報告書

Golden Veal 社及び Atlantic Veal and Lamb 社

2006年2月14日

認可者:

---

William C. Smith  
プログラム評価執行審査部  
部長代理

# 日本向け輸出調査報告書

## 目的

本文書の目的は、275 Morgan Avenue, Brooklyn, New York, 11211に本社を置く Atlantic Veal and Lamb社 (Est. 1509A、以下アトランティック社と表記) と2416 East West Salem Road, Creston, Ohio, 44217に本社を置くGolden Veal Corp社 (Est. 1915、以下ゴールデン社と表記) が、米国農務省農業販売促進局(AMS) 日本向け輸出証明(EV) プログラムを遵守せずに子牛をとさつ、解体、出荷、輸出したか否か決定するために、米国農務省(USDA) 食品安全検査局(FSIS) プログラム評価執行審査部(OPEER) 遵守調査課によって行われた調査の詳細を提示することである。アトランティック社及びゴールデン社の記録によれば、日本向けに出荷されていた特選子牛部分肉の一部と全ての内臓については、EVプログラムの条件に合致していなかった。

## 背景

米国産食肉及び食鳥製品の他国向け輸出は各個に独立はしているが相互に依存した 3 つの部局の活動によって促進されている。すなわち、米国食肉業界、FSIS、AMS である。

米国食肉業界は健康な動物のとさつと、健康的で適切にラベル付けがなされ品質低下の無い食品の準備に関して責任を負っている。米国の食品安全基準への合致に加え、業界は輸入国によって課される全ての条件に製品を合致させる必要がある。例えば、米国や国際獣疫事務局(OIE)のような国際基準決定機関が危険と指定していない特定の牛肉組織の除去を日本は要求している。米国からのある製品の輸出が米国農務省によって認可される以前に、米国食品安全条件及び輸入国の貿易条件の双方が満たされている必要がある。

FSIS は食肉及び食鳥製品の検査と他国への輸出製品証明についての責務を負っている。1999年9月9日に発表されたFSIS 指令 9000.1 「輸出証明」において、これらの責務が詳細に記述されている。FSIS の第一の規制に関する役割は食肉及び食鳥製品が品

## 日本向け輸出調査報告書

質低下していないか、そして国内及び国際取引において、販売に関する全ての米国の食品安全基準を満たしているか最終的決定を行うことである。この規制に関する活動は、FSIS が USDA の検査印を貼付する時に完了する。しかし、FSIS の職員が製品の輸出に関する証明を行うためには、検査完了後に追加的検証が必要である。

AMSは輸出を認定された施設が輸入国の条件に合致していることを保証するEVプログラムの開発に責任を負っている。これらのプログラムは参加する施設が手数料を支払い、AMSによって認定・監督される。

USDA 検査印と AMS の EV プログラムの組み合わせによって、輸出用の米国産食肉及び食鳥製品が米国の食品安全基準と輸入国の貿易条件に全て合致しているという保証が提供されている。

### AMSのEVプログラム

AMS監査審査遵守(ARC)室は諸企業のEVプログラム下での食肉供給者適格性についての審査・認定に責任を負っている。EVプログラムは個々の国々の特定製品に関する条件の概要を示している。

EVプログラムによって製品を海外に輸出する施設はまずEV認定を申請する必要がある。この申請によって証明されるべき製品と条件に合致する必要がある生産業務が特定される。

EV認定の適格性を得るために、諸施設は認定済みのUSDA品質システム評価(QSA)プログラムを実行する必要がある。QSAプログラムは、諸施設に対して、特定の製品条件に合致する手法を示しその顧客に一貫した品質の製品を提供する能力を保証するものである。

QSAプログラム認定を得るための条件の一つとして、EV認定に申請する諸施設は文書化された品質管理システム(QMS)の提出が必要である。QMSは品質マニュアル、文書化

## 日本向け輸出調査報告書

された特定の製品条件、文書化された QMS 手続き、全 QMS 文書の管理手続き、関連する同施設の記録管理手続きを含む必要がある。

更に、QSA プログラム認定を取得する前に EV 認定申請施設は製品の品質に影響を与える作業を行う従業員が適切な教育、研修、技術及び/又は経験から見て有能であると証明する必要がある。全ての研修は文書化され、記録を保存する必要がある。

AMS の ARC 室の職員は EV 認定された業者を定期的に監査する。これらの予告済みの監査は 1 会計年度（10 月 1 日から 9 月 30 日）当たり最低 2 回行われる。しかし、以下のいずれかの理由がある場合それ以上の予告済み監査が行われることがある：(1) 監査中に多くの大小の不遵守が見つかった場合。(2) 顧客の苦情が実行中のプログラムに関するものである場合。(3) 顧客、貿易相手、又はその他の金銭的利害関係者により表明される特定の監査要請があった場合。(4) ARC 室長によって指示される場合。

適格供給業者は USDA EV プログラム用に AMS が管理するウェブサイトに掲載される。ある国に関する公式リストに掲載された適格供給業者のみが当該国の EV プログラム条件に合致したと認められる製品を供給することができる。適格製品は認定済み EV プログラムのもとで生産され、施設によって同プログラムの条件に合致していると特定される。適格製品に対してのみ FSIS の輸出認定が発行され、輸出条件に関する FSIS ライブラリに掲載される。

合意の一部として、せき髄及びせき柱（胸椎及び腰椎の横突起、仙骨翼、尾椎を除く）は日本向け輸出製品から除去する必要がある。

日本向け輸出条件の合致のため EV プログラムを用いるという合意は以下の活動の結果である。

### 日本による米国産牛肉受け入れまでの経過

2004 年 4 月 24 日： 農業・海外農業担当ペン農務次官が農務省内のチームを率いて日

## 日本向け輸出調査報告書

本政府と牛肉貿易再開を討議した。会合の結果として、日本政府と米国政府は積極的に協議に入ることに合意した。協議の中には牛海綿状脳症（BSE）管理と食品安全に関する問題を討議するための専門家及び技術スタッフによる一連の作業部会会合も含まれていた。両国政府は米国産及び日本産牛肉に関して2004年の「夏ごろ」までの貿易再開を導くプロセスについても合意した。

**合同作業部会会合-2004年5月18日から19日；6月28日から30日；7月21日から22日：** 日本及び米国からの技術及び学術専門家から構成された作業部会は実務レベル会合であった以下を含む特定の問題について討議した： BSEの定義と試験方法、SRMの定義と除去方法、適切なサーベイランス、適切な飼料規制実施、リスク分類/各国の現状、牛の月齢判別。これらの会合の結果、BSEに関して入手可能な最良の科学的情報が交換された。特に日本の専門家たちは20ヶ月齢以下のと畜牛についての全頭検査を停止することが可能であるとの認識を示した。

**2004年10月4日から5日：** 更に残存する技術的問題を討議し日本側の技術専門家に米国のと畜牛と牛肉生産システムに関する直接の視察機会を与えるための技術会合がコロラド州で開催された。

**2004年10月15日：** とさつ時の全頭検査の有効性に関する食品安全委員会による事実認定の結果、日本政府は食品安全委員会に対して20ヶ月齢以上の牛に対する検査を義務的なものにする規制案を提示した。プリオン専門調査会は規制案についての審査を開始した。

**2004年10月23日：** ペン農務次官が省庁間のチームを率いて合同作業部会の結論を検討し、貿易再開のための特定の条件について討議した。これらの条件は共通の理解を基礎として了解された。記録及びA-成熟度による個体及び群の識別を含めた月齢判別方法についても確立した。これらの討議によってUSDA AMSが日本向け牛肉輸出証明（BEV）プログラムを起草するための要素も確立された。

## 日本向け輸出調査報告書

**2004年11月3日：**AMSはEVプログラムの案をウェブサイトに掲載し、業界が監査の準備を行う助けとした。諸施設はプログラム用の文書提出を開始することが可能となった。  
注記：EVプログラム案において何らかの変更があった場合、申請諸施設に対して補足的文書を要求するとされていた。

**2004年12月2日から3日：**日本政府代表団がカンザス州を訪れ、20ヶ月齢以下の月齢判別とSRM除去に関する技術的問題について、10月23日の共有理解に沿って討議した。この技術代表団は再び我々の牛及び牛肉生産システム、USDA工程検証システムに関して直接知識を取得するため、と畜施設、フィードロット、牧場を訪問した。

**2004年12月16日から17日：**ランバート次官補が農務省代表団を率い、月齢既知のと畜牛に関するEVプログラムの詳細を論じ、月齢と生理学的成熟度の相関性に関する研究結果を提示した。

**2005年1月19日：**マーケティング・規制担当ランバート次官補が代表団を率いて日本を訪問し、日本側の専門家会議に生理学的成熟度と月齢との関係に関する報告書を提示した。A40の段階を用いることで20ヶ月を超える牛を日本向け輸出製品から排除することが可能であると研究は証明した。

**2005年2月8日：**日本の専門家会議は、公式の会合において、A40段階レベルは21ヶ月齢以上の牛の肉を日本向け輸出から排除するのに効果的であることを証明した研究を受け入れた。

**2005年2月10日：**ランバート次官補はデジタルビデオ会議(DVC)を通じて交渉相手と会合し、日本向けEVの最終的な詰め討議を継続した。

**2005年2月18日：**日本大使館はペン次官に日本政府がUSDAに対して、輸入米国産牛肉が20ヶ月齢以下であることを保証するA40の生理学的成熟度手法の論拠を補強するため、20ヶ月齢以上の牛に関して更に200頭の枝肉について試験結果を提供し、更に米国の牛肉段階付けシステムの評価をするため別の日本チームを米国に送る旨希望してい

## 日本向け輸出調査報告書

ると通知した。

**2005年3月28日：** 日本の（食品安全委員会）プリオン専門調査会は、20ヶ月齢以下のとさつされたと畜牛に関する全頭検査免除を認める日本政府による規制を了承した。注記：そのすぐ後、日本の国会は全ての都道府県に対して自発的に20ヶ月齢以下の牛の検査を継続するための助成金支出を議決した。全てのと畜場は現在3年間有効の助成金プログラムに参加している。

**2005年3月31日：** 食品安全委員会はプリオン専門調査会に20ヶ月齢以下の牛の検査を免除する政府規制に関する3月28日の報告について了承した。

**2005年4月25日から27日：** 米国政府及び学術専門家の代表団が日本を訪れ、日本政府と技術的会合を行い、様々な公式行事に参加して米国産牛肉の安全と品質を説明した。日本向けEVプログラム案は、日本のBSE対策との同等性に関する食品安全委員会の予想される答申結果に応じて将来改訂されるかもしれないということを前提として、暫定的最終案となった。AMSは日本向けEVプログラムに関する現地監査の準備作業を始めることができるようになった。

**2005年5月6日：** パブリックコメント期間の終了に続き、食品安全委員会は20ヶ月齢以下の牛についてとさつ時の義務的BSE検査を免除することに関するプリオン専門調査会の審議を公式文書化した答申を発表した。

**2005年5月8日から11日：** 日本政府の技術チームが2班米国を訪れ、更に現地調査を行い米国の飼育慣行に関する追加的質問をし、生理学的成熟度に基づく月齢判別に関する米国の能力と米国諸施設におけるSRM除去慣行について評価を行った。

**2005年5月24日：** 日本政府は食品安全委員会に対して「現在の米国の国内規制及び日本向け輸出証明プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食

## 日本向け輸出調査報告書

品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性」について評価するよう諮問書を送った。EV プログラムの条件に関する同等性についての最終的評価は日本による米国産牛肉禁輸解除の基礎になると思われた。

**2005年8月8日：** 米国政府は衛生条件案について、EV プログラム下の対策案が日本の国内対策と同等であるとの食品安全委員会の最終的決定が発表されるまで、いかなるものも最終的なものとはなり得ないと評価した。そのため、現段階で暫定的に合意された衛生条件のいかなる側面も食品安全委員会の答申結果に基づく改訂対象になる。

**2005年10月31日：** 食品安全委員会プリオン専門調査会は暫定的EV プログラムの条件に基づき出荷された米国産牛肉と日本の国内 BSE 対策の下で生産された日本産牛肉の間のリスクの差は極めて小さいという結論の報告書案を発表した。

**2005年11月2日：** 食品安全委員会が開催され、プリオン専門調査会の報告書案を受け入れて 2005年11月29日に終わる4週間のパブリックコメント期間を開始した。

**2005年11月4日：** ランバート次官補に率いられた USDA 代表団は農林水産省及び厚生労働省と会合し、衛生条件案及び日本向けの牛肉を輸出する米国の施設に関する日本政府の来るべき査察に関する討議を継続した。

**2005年12月8日：** パブリックコメント期間終了に続き、食品安全委員会は日本向けEV プログラム案に基づく米国の対策は日本で施行されている対策と効果において同等である旨のプリオン専門調査会の結論を公式文書化した答申を発表した。この決定によって輸入再開への規制的障壁は存在しなくなった。

**2005年12月9日：** 食品安全委員会の答申の規定に基づき、日本政府は家畜衛生条件の最終案をまとめた。日本の首席獣医官 (CV0) は同案を正式に米国側の CV0 に伝えた。米国側の CV0 は同条件案の規定を受け入れた。

## 日本向け輸出調査報告書

**2005年12月12日：** 日本政府は証明を受け入れ、米国産牛肉禁輸は正式に解除された旨を発表した。この発表によってAMSは、日本の食品安全委員会の答申の結論及び家畜衛生条件の最終的規定を受けて、4月案から変更の無かった暫定的EVプログラムを最終版とした。AMSはEVプログラムをウェブサイトに掲載し、日本向けに米国産牛肉の輸出を希望する米国施設の現地監査を開始した。

**2005年12月14日から23日：** 日本政府は米国の11の施設について査察を行った。AMSは日本政府の職員が訪問する以前に日本向けの製品の生産を監査するためこれらの施設全てを監査した（それ以前は、諸施設が日本向けに特有の条件下で生産を行っていなかったため）。日本政府の査察は本質的には2回目の査察であったが、いずれにせよ査察中に違反工程が発見されれば矯正措置の対象となった。

**2006年1月23日から29日：** 日本政府職員は米国産牛肉の日本向け輸出適格性を有する次の10施設への査察を行う予定であった。この査察は、認められていないせき柱を含んだ子牛肉の日本への出荷があったために延期された。

USDAは子牛肉は適格性を有するよう求めていた。2005年12月8日、USDA海外農業局は日本向けの子牛肉がEVプログラムの条件を満たさなければならない旨の連絡を日本から受け取った。日本の査察チームは12月半ばに米国を訪問し、その時に子牛肉の追加に関して話し合われた。牛肉製品と同様に日本は全ての子牛肉製品がUSDAのEVプログラムの下で認定されるべきことを要求した。

子牛肉は一般的に雌雄を問わず子牛又は約16週齢から18週齢で体重が約450ポンド程度の未成熟な牛の肉と認識されている。食肉用子牛のその他の顕著な特徴は粗飼料や粗い粒の乾燥穀物を排除した特別な飼料で飼育され、機能的な反芻胃を有しないことである。とさつ時においては食肉用子牛の月齢は常に20ヵ月齢以下ということになる。子牛肉は成牛肉とは色、きめ、組織学的特徴が異なっているにも関わらず、子牛肉の大分割又はそれより小さく分割された部分肉の多くは成牛肉と同じように生産されている。通常取引されている子牛及び成牛の部分肉の参考資料は施設食肉製品特定品目番号(IMPS)シリーズ300(生鮮子牛肉)及びシリーズ100(生鮮牛肉製品)である。IMPSはUSDA AMS

## 日本向け輸出調査報告書

のウェブサイト入手可能である (<http://www.ams.usda.gov/lsg/stand/imps.htm>を参照)。

日本チームは2005年12月22日にEVプログラムに関して全般的な指摘を行い、これらの指摘は2005年12月30日に完全に実施された。

アトランティック社は最初かつ唯一の子牛肉の日本への出荷を行ったが、これは日本からの依頼の注文に応じたものである。

日本向けのEVプログラムではせき髄及びせき柱の除去が必要とされている。衛生的に除去された舌及び頬肉は認定されたEVプログラム下で生産された場合は適格性を有する。生産施設は製品出荷及び配送の前に、製品が条件に合致するよう、製品の品質を監視し、適切に記録する必要がある。

日本向け EV プログラムのもと、生産施設は月齢判別のための 3 つの方法（個別牛月齢判別、牛群月齢判別、枝肉評価による月齢判別）のうちの 1 つを用いることが可能である。生産施設は全生産過程を通じて適切な方法によって製品を識別するために特異の文書化された手続きを有している必要がある。

生産施設はプログラム条件遵守の証拠となる記録、特定製品条件及び QMS の効果的運用の証拠を提供するために記録を作成し維持する必要がある。出荷記録（積荷証券等）は「本製品は日本向け EV プログラム条件に合致している」という文章が記載され、製品と製品量を明確に識別可能とすることが必要である。適格性を有する生産施設によって生産され、日本向け EV プログラム条件合致を識別された適格性を有する製品は「本製品は日本向け EV プログラム条件に合致している」という文章が記載された FSIS 輸出証明書を受領できる。

### アトランティック社の出荷に関する詳細

ゴールデン社のと畜場とアトランティック社の部分肉処理施設の 2 つの工場が子牛肉

## 日本向け輸出調査報告書

輸出の証明書を要請した。アトランティック社は日本に本社を置く日本シイベル・ヘグナー社■■■■氏からの2005年12月27日付の依頼の注文に応じて最初で唯一の日本への子牛肉の出荷を行った。ゴールデン社はEV認定を得た21個の子牛の枝肉とその他14の種々の子牛肉製品をアトランティック社に2006年1月11日に出荷した。アトランティック社はこの出荷品から種々の子牛肉製品を集めて加工し、2006年1月18日に日本へこれらの製品を送った。

2006年1月19日、子牛肉製品が輸出証明書MPF-455144に基づき日本に到着した。日本到着と同時に検査によって41箱のうち3箱が日本のEVプログラムに基づき米国から日本に向けて輸出することが禁止されていたせき柱を含むことが明らかになった（ホテルラックとトリムドロイン）。

2006年1月20日、FSISは日本国が米国からの全ての牛肉製品の輸入を停止する旨の通知を受け取った。この決定は、日本がアトランティック社から子牛肉の輸出出荷品を入れた際、3箱の製品にせき柱の一部が含まれており（ホテルラックとトリムドロイン）、EVプログラム条件に違反したことが原因であった。

### 調査事実

#### 条件

2005年12月12日、USDAは日本市場が米国産牛肉製品に対して再び開放されたと発表した。この輸出合意のもと、米国は日本へ20ヶ月齢以下の牛から生産された生鮮/冷凍の牛肉及び牛内臓並びに子牛及び子牛内臓を輸出した。合意の一部として、せき髄及びせき柱（胸椎及び腰椎の横突起、仙骨翼、尾椎を除く）は日本向け輸出の全ての製品から除去する必要があるがあった。適格性のある牛肉及び牛内臓並びに子牛及び子牛内臓は、認定済みのAMS EVプログラムに基づき生産する必要があるがあった。

## 日本向け輸出調査報告書

### 日本からの子牛製品注文

2005年12月12日、アトランティック社に様々な子牛肉製品を注文した会社の代表である■■■■氏はアトランティック社会長であるピアレス氏に対して、ピアレス氏は日本向けEVプログラム無しに現在の在庫を日本に輸出することはできないという旨の電子メールを送った。

2005年12月12日午後7時56分電子メール

宛：フィリップ・ピアレス

発信元：■■■■■

「よくご存知と思いますが、USDA AMS は (<http://www.ams.usda/ARC1030J.pdf>><http://www.ams.usda.gov/lsg/arc/ARC1030J.pdg>) で日本向けEVプログラムに関する認定済みQSAプログラムのある企業のみ製品にラベル付けし販売が可能であると述べています。日本向け輸出の適格性を有し、牛肉及び牛内臓を供給できる企業はFSISのウェブサイトに掲載されることとなります。」

「米国食肉輸出連合会の日本事務局によれば、  
1、上記の事項は子牛肉についても適用される。  
2、QSAプログラムの承認後に作られた製品のみが輸入されることになり、つまり御社は現在の在庫を日本に輸出できません。」

2005年12月13日、日本シイベル・ヘグナー社■■■■氏はEV認定に関して再びピアレス氏に電子メールを送った。

2005年12月13日午後4時31分電子メール

宛：フィリップ・ピアレス

発信元：■■■■■

「親愛なるフィリップさん

## 日本向け輸出調査報告書

御社が以下のウェブページで今日リスト入りすることを期待しています！

<http://www.ams.usda.gov/lsg/arc/evjapanlisting.htm>.

どうか連絡を絶やさないください。」

■■■■

---

DKSH - 市場情報

■■■■

IFP 部門販売担当執行役員

日本シイベル・ヘグナー株式会社

<http://www.dksh.com>

これらの電子メールは日本シイベル・ヘグナー社がアトランティック社に注文をしたという最初の意思表示であった。

2005年12月27日、日本に本社を置く日本シイベル・ヘグナー株式会社■■■■氏はピアレス氏に電子メールを送り、以下のような様々な子牛部分肉を注文した。:

- ホテルラック(7片)1箱 - 合計45ポンド
- ホテルラックチョップ4箱 - 準備済み(7片) - 合計44ポンド
- 骨無しリブアイ1箱 - 合計16ポンド
- トリムドロイン骨無し(1x1)1箱 - 合計16ポンド
- トリムドロイン (4x4)2箱 - 合計34ポンド
- ストリップロイン1箱 - 合計13ポンド
- トップラウンド1箱 - 合計18ポンド
- 胸部骨無しフィンガーミート 6箱 - 合計264ポンド
- プレート 2箱 - 合計50ポンド
- フルテンダー 1箱 - 合計16ポンド
- テンダーロイン1箱 - 合計10ポンド
- 胸腺25箱 - 合計250ポンド

## 日本向け輸出調査報告書

- タン（舌）1箱 - 合計10ポンド
- 骨1箱 - 合計60ポンド

本電子メールにおいて、■■■■氏は「1月16日に注文の品を送ってください」と述べている。

### 認定プロセス

アトランティック社会長のピアレス氏は USDA FSIS 職員に対して 2005 年 12 月 13 日に電子メールを送付し日本向け輸出認定取得プロセスについての懸念があること、自らの事業において日本への製品出荷が重要であることを強調した。

2005 年 12 月 13 日午後 4 時 49 分電子メール

宛: Rick.[Harris@usda.gov](mailto:Harris@usda.gov); [dana.stahl@usda.gov](mailto:dana.stahl@usda.gov).

Cc: マーク・ドップ

事項: 日本向け子牛肉輸出

発信元: フィリップ・ピアレス

「ハリーさん、

アトランティック社はニューヨークのブルックリンに本社を置く子牛肉の会社です。過去 15 年間、日本に子牛肉製品を出荷してきました。日本市場は私達の事業にとって極めて重要なものとなっていました。禁輸前、私達は 300 人を超える従業員を雇用していました。日本市場への禁輸の結果、利益が無くなったため私達は 75 人分の仕事を減らさざるを得ませんでした。牛肉業界全体で言えば、私達の数は少ないものですが、私や小規模家族経営の子牛農家たちにとっては大きな影響があり（カナダ向けの子牛生産の喪失も含みます）、禁輸とその後の輸出再開は私達にとってとても重要な問題なのです。

## 日本向け輸出調査報告書

4月のことですが、輸出再開を期待して私は個人的に日本を訪問しました。私達の顧客は皆熱心に子牛の出荷を待っていました。私は、6ヶ月前に部下で品質管理責任者のエルヴィラ・クーニャに禁輸解除の際、私達が支障なく営業できることを確認するため FSIS と ARC 室に電話させました。何回かのやり取りの後、2005年7月12日付けでデイヴィッド・ヒルドレス氏から、FSISによれば子牛専門の施設については日本向け BEV プログラムは**不要**という旨の電子メールを受信しました。私はこの情報を日本における代理人に送信しました。」

「先週、日本の代理人と話し、今週にも禁輸が解除されるという見込みがあり、今週に出荷せよとの注文を受けることになるとのことでした。私は品質管理責任者のエルヴィラ・クーニャに USDA と輸出関係書類を確認するように指示しました。2日待ちましたが FSIS からは何の音沙汰も無く、私は自分で各方面に電話しました。遂に ARC の QSVP プログラム管理者であるダイナ・スタールから本日午前前に返信を受けたところ、子牛肉施設は日本向け EV QSA が必要で、日本向けの EV プログラムと QSA プログラムの認定の申請を送付しなければならないと伝えられました。彼女によれば、1月中旬に申請書を受領し、それから監査予定が組まれるとのことでした。

子牛製品はそもそも日本向け禁輸に含まれるべきではありませんでした。カナダで最初に BSE が発生した時、米国はカナダ産の「牛由来」製品を直ちに禁輸しました。カナダは自国の子牛肉産業の側に立って、米国に対して子牛はその月齢と授乳による食餌のために、そもそも禁輸対象にはならないと苦情を述べました。米国はこの申し出に同意し、カナダ産の子牛肉を禁輸から除外し、子牛肉は SRM を含むものさえ米国に出荷が認められました。米国は日本人たちに対して米国産子牛肉に関しても同じ扱いをすべきであったのに、子牛肉業界に顧慮したカナダ政府と異なり米国政府は子牛肉業界を牛肉業界の犠牲として用いる方がよいという決断を下したのです。

今日、私が ARC のウェブサイトを訪ねて昨日の時点（確か昨日が禁輸解除の日だったと思います）で日本向けの出荷を認定され、掲載された全ての企業名を閲

## 日本向け輸出調査報告書

覧しながら、おかしなことに地方の下院議員が直接私たちを代表してくれた方が時には良い結果になるのだなあと思いました。

少なくとも、政府が私達に誤情報を与えたわけであり、私が求めることは ARC が極めて早急に私の申請についての審査を通し、来週には監査官をここに派遣してくれることだけです。以前にもプログラムはありましたし、何をしなければならぬか分かっています。何よりも6ヶ月前にも BEV プログラムに関する監査を要求して、その時には必要無いと言われていたのです。自分たちはあなた方の助けにはなれないと言われてたのです。

日本の代理人には、米国政府が前に私に言ったことに間違いがあったので、待機するように言うつもりです。そして、子牛産業において職を失った人々にも待ってほしいと言うつもりです。大事なことは、カーギル社とスミスフィールド社は今週出荷できるということで、それが米国政府や経済にとって一番大事なことだということです。

敬具

フィリップ・ピアレス

会長

Cc: クリントン上院議員

シューマー上院議員

USDA AMS ARC 室の QSVP 管理官であるダイナ・スタール女史はピアレス氏と 12 月半ばに会談し、彼ができる限り速やかに日本へ子牛肉を輸出することを望んでおり、にもかかわらず EV 認定申請には時間がかかることに不満を持っていることを確認した。証拠書類 5

## 日本向け輸出調査報告書

2005年12月15日、品質管理責任者であるエルヴィラ・クーニャはゴールデン社のための子牛枝肉を得るためのとさつみのEV認定、そしてアトランティック社の子牛肉製品の解体及び流通に関するEV認定を取得することについてAMSに正式に要請した。この行程には両社に関する日本向け特定牛肉製品用のUSDA EVプログラムに合致していることを示すQSA品質マニュアルの送付も含まれた。両社は以前に2003年9月22日に申請（LS-313）を提示していた。当時、アトランティック社は子牛肉製品をカナダに輸出する計画を立てていた。AMSは以前のアトランティック社及びゴールデン社のQSAマニュアルに関して審査を開始したが、FSISが子牛肉限定施設はEVプログラムを必要としないと決定したという通知と同時に審査を中止した。以後AMSは、2005年12月8日に日本がAMSに対して子牛肉施設を含め全ての牛肉施設が日本向け輸出のためにはEVプログラムが必要であることを伝えるまで、アトランティック社及びゴールデン社のサービス又はマニュアル審査に関して新たな行動を起こさなかった。アトランティック社及びゴールデン社が日本向け輸出証明を申請したのはその当時のことである。証拠文書 1, 2, 3

クーニャ女史はAMSのダイナ・スタールに対し、AMSに対応を要請する書簡を送りゴールデン社及びアトランティック社の手続きがEVプログラムの条件に合致しているといったことを説明する文書を審査するよう要請した。クーニャ女史はEVプログラムの認定を取得するためにAMSによる現地監査も要請した。証拠文書 3

品質システム証明プログラム（QSVP）は特別な製造工程又はマーケティング上の要求が明確に定義されていることに関する独立の検証を保存するために計画されたもので、独立した第三者によって検証可能なものである。企業が申請を送付することでこの手法は開始される。次に企業はQSVP品質マニュアルの形式で説明書を送付する。全てのプログラム条件が合致していることを確認するために、AMS監査官は書類審査、即ち企業のQSVP品質マニュアルの審査を実行する。更に品質基準条件遵守及び規制条件遵守を検証するため、AMS監査官によって現地監査が施設において行われる。AMS QSVP管理者は監査結果に基づき認定に関する最終的決定を行う。この手続きはアトランティック社及びゴールデン社によって提出された日本向け特定牛肉製品に関するUSDA EVプログラムに関して行われた。

## 日本向け輸出調査報告書

2005年12月19日の週に、AMS QSVP 管理者ダイナ・スタールはアトランティック社及びゴールデン社の会長であるフィリップ・ピアレス及び両社の品質管理責任者であるエルビラ・クーニャと日本向け牛肉製品に関するUSDA EVプログラムについて電話で話したことを述べた。彼女によれば、日本向けEVプログラムに準拠するには全ての月齢の牛からせき柱が除去されなければならないという条件について彼らとはっきりと話し合った。AMSプログラム管理者スタールはゴールデン社及びアトランティック社が内臓を輸出しようとしていた場合、どの内臓がどの枝肉に由来するか識別するための管理体制が必要になると述べた。ゴールデン社及びアトランティック社は当該体制を整備しておらず、いずれの施設でもそのような体制がしかれて無いために日本向け輸出に適さなかった。**証拠文書 2 及び 5**

2006年1月4日、AMS ダレル・ウィルソン監査官はゴールデン社及びアトランティック社のQSAプログラムマニュアルがUSDA AMSの日本向けEVプログラム条件に合致するか確認のために書類審査を行った。監査官ウィルソンは両社がQSAプログラム条件及びEVプログラム条件である現地監査を実施するのに十分な文書を提出していたと述べた。**証拠文書 2, 6 , 7**

2006年1月6日、AMSはゴールデン社及びアトランティック社双方の施設で準拠及び遵守に関する現地監査を行った。**証拠文書 8**

ゴールデン社の監査中、14頭の子牛がとさつされていた。AMS ウィルソン監査官が現場に到着したときには、子牛たちは既に枝肉として吊るされていた。これら14頭の子牛は、ゴールデン社のQSAプログラム取得のためにAMS 監査官へのデモンストレーションとして認定前にとさつされていたものであるため、EV認定マークを貼付するには不適合であった。AMS ウィルソン監査官は日本が要請した通りにせき髓が除去されているのを確認した。この監査の間、ウィルソン監査官はゴールデン社の工場長であるジェームズ・フィッシャー氏や品質管理責任者のクーニャ女史とせき柱除去の必要性についても話し合った。フィッシャー氏によればゴールデン社ではせき柱は除去していないが、日本からの要請通りアトランティック社での解体作業中に除去されることになるとのことだった。

## 日本向け輸出調査報告書

また、この時 AMS ウィルソン監査官はフィッシャー氏に内臓の出荷についても質問した。フィッシャー氏は AMS ウィルソン監査官に対して、ゴールデン社は 20 ヶ月齢以下と認定された牛由来の内臓を、未認定の牛由来の内臓から区別するための QMS 手続きを実施していないため、日本へ内臓を出荷する計画は無いと述べた。AMS の QSA プログラムの下で、各業者は全生産過程を通じて、適切な方法によって製品を識別（原料及び/又は完成製品）し、識別された全製品の記録並びにそれらの加工履歴に関する記録を維持するために文書化された手続きを必要とされる。**証拠文書 7 及び 9**

AMS デイヴィッド・ヒルドレス監査官はアトランティック社の監査中に子牛の枝肉又は部分肉に関して解体のデモンストレーションは行われなかったと述べている。しかし、ヒルドレス監査官はアトランティック社の職員と解体中にせき柱及びその他の部位の除去の必要性に関して話し合ったと述べた。アトランティック社の工場長であるエディー・クルーズもこの話し合いに加わっていた。更に、解体室での監査中、クルーズ氏は「日本向け EV」とマークされた製品の解体中にせき柱を除いて廃棄するとき用いる黄色いコンテナを見せたとヒルドレス氏は述べた。AMS ヒルドレス監査官の手書きによるせき柱除去の必要性の記述については監査報告書にも「解体中せき柱を除去すべきこと」と記録されている。AMS ジェームズ・リヴァ監査室長は ARS 監査手続きでは SRM 除去を実際に確認することは必要ではないと述べた。リヴァ室長によれば、実際に SRM（例えばせき柱）の除去を観察することが必要か否か決定するのは監査官の職業上の判断である。監査官は聞き取り、従業員の研修の度合い、記録及び文書化された手続きの検討によって、実際に SRM 除去を観察しなくとも QSA プログラムの EV プログラム条件への準拠を決定できるとリヴァ室長は述べた。**証拠文書 11 及び 36**

AMS ARC 室長ジェームズ・リヴァ氏は 2006 年 1 月 6 日、アトランティック社及びゴールデン社が双方とも各々日本への子牛部分肉の輸出に関する唯一の輸出業者及び供給業者として各々認定を受けたと述べた。リヴァ氏は、アトランティック社は日本向け輸出のためゴールデン社からアトランティック社へ出荷される子牛の内臓に関して、EV プログラム条件と合致するための認定書をゴールデン社から取得しなければならなかったとも述べた。リヴァ室長によれば、アトランティック社は製品が認定供給業者から出荷

## 日本向け輸出調査報告書

されない限り、子牛の内臓を日本へ輸出する許可を得ることはなかった。リヴァ室長は、アトランティック社が日本向けに内臓を出荷する許可が出なかったのは日本向けに輸出する適格性のある子牛内臓の供給元が無かったのが原因であるとの意見を述べた。更にリヴァ室長は、ゴールデン社は内臓製品の個体識別とトレーサビリティを保証するためのシステムを整備しておらず、これがゴールデン社が EV プログラム条件に準拠した子牛内臓製品を生産できなかった理由であると述べた。リヴァ室長は、アトランティック社の認定済み QSA には、同社が日本向けに子牛内臓を輸出できる適切な個体情報及びトレーサビリティ手続きが含まれているが、それは同社が日本向け輸出に関する EV プログラム条件に合致する子牛内臓を供給された場合にのみ有効であるとの意見を述べた。証拠文書 27 及び 36

AMS の監査後、アトランティック社及びゴールデン社の双方は、AMS プログラム管理者であるダイナ・スタールから両施設の適格性と 2006 年 1 月 6 日時点での AMS 認定ウェブサイトへの掲載について口頭で通知を受けた。

### 日本からの注文に応じた問題の出荷物に関する特徴

2006 年 1 月 10 日、ゴールデン社は 202 頭の子牛をとさつした。これらのうち、EV 認定済み 21 頭は別に分けられ、せき髄が除去され、その枝肉は分別されて冷蔵庫内に入れられて、次の日に AMS 食肉評価証明 (MGC) 部のレーン・ビドル氏によって EV 許可のために月齢判別されることとされた。

2006 年 1 月 11 日、ゴールデン社において AMS MGC のビドル氏は、月齢判別決定に関する EV プログラム指定の製品条件を充足するため、昨日のとさつされた枝肉から分別された 21 頭の枝肉に関する月齢判別 (生理学的成熟度) を行うことを決定し、各枝肉に関して評価を行った。A40 以下の評価を受ければ、その子牛枝肉は日本向け輸出の資格が与えられる。本件においては、彼は各子牛枝肉を A00 と評価し、全ての子牛が 6 ヶ月齢以下と識別した。証拠文書 12 及び 13

AMS MGC ビドル氏はゴールデン社の従業員が 21 頭の枝肉にゴールデン社の品質マニユ

## 日本向け輸出調査報告書

アルに指定してあるように「J」とスタンプしているのを確認した。「J」のマーキングはその枝肉が格付官によって認可され、日本向けであることを意味している。ゴールデン社のプログラムの下では、この「J」スタンプは各 EV 認定枝肉の四分体部にマークされ、加工、包装、保管、出荷を通じて製品に残存する必要がある。このマークが捺印された後、ビドル氏は「J」スタンプの上に「指定通りに認定」というスタンプを重ねて捺印した。両方のスタンプにより、枝肉が 20 ヶ月齢以下であると認定され、日本向けの輸出に関して EV 適格性を有することが認められたという意味である。

生理学的成熟度によって認証された 21 頭の子牛からはとさつ時に内臓製品は分別や特定はなされなかったし、そのような手続きはゴールデン社の認定済み QSA プログラムにも含まれていなかった。AMS QSA プログラムの下で、ゴールデン社が認証済みの枝肉から内臓を輸出しようとした場合、全生産過程を通じて、適切な方法によって製品を識別（原料及び/又は完成製品）し、識別された全製品の記録並びにそれらの加工履歴に関する記録を保存するための文書化された手続きが必要とされる。

2006 年 2 月 2 日、両施設の品質管理責任者であるエルヴィラ・クーニャ女史は、子牛の胸腺及び舌が 2006 年 1 月 10 日にゴールデン社でとさつされた EV プログラム認定済みの子牛と非 EV 認定子牛に由来するものであると述べた。クーニャ女史は、子牛の胸腺と舌は混合され、「製品は日本向けの EV プログラム条件に合致」という旨の出荷申告書を添えて積荷証券(BOL)G-5140 とともにアトランティック社に出荷されたと述べた。クーニャ女史は、EV プログラム認定の子牛の胸腺及び舌を非 EV プログラム認定の子牛の胸腺及び舌と混合したことは「ミス」であったと述べた。**証拠文書 33**

ゴールデン社の工場長のジェームズ・フィッシャー氏は 2006 年 2 月 2 日に、2006 年 1 月 10 日にとさつされた 21 頭の EV プログラム認定枝肉の胸腺及び舌はやはり 2006 年 1 月 10 日にとさつされた他の 202 頭の子牛肉から取った胸腺及び舌に混合されたと述べた（注記：当日とさつされたのは合計で 202 頭の子牛で、21 頭が EV 認定され、181 頭が EV 認定されなかった）。フィッシャー氏は子牛の胸腺及び舌が「子牛の内臓」であると考え、積荷証券には特記されなかったが、積荷証券 G-5140 に列挙された 2 つの内臓の容器に入っていたと述べた。ゴールデン社の管理アシスタント/監査人のリサ・ミース女史

## 日本向け輸出調査報告書

は2006年2月2日に、積荷証券 G-5140 に添付された出荷申告書に、非 EV 認定子牛胸腺及び舌と EV プログラム子牛胸腺及び舌が混合されて記載されているが、「何故かは分からない」と述べた。彼女はエルヴィラ・クーニャ女史から指示されていたため、出荷申告書と積荷証券は出荷品に添付したと述べた。証拠文書 31 及び 35

アトランティック社の支配人/工場長であるエリセオ (エディ)・クルーズ氏は 2006 年 2 月 2 日に、子牛の舌は 2006 年 1 月 11 日付けの積荷証券 G-5140 には特に記載されていなかったが、ゴールデン社からのトラックには積載されていたと述べた。クルーズ氏は、出荷申告書が「そう記載してあるので」積荷証券 G-5140 に記載された全ての製品が EV プログラム認定であったと理解していたと述べた。2006 年 2 月 2 日にゴールデン社とアトランティック社の会長であるフィリップ・ピアレス氏は、2006 年 1 月 10 日にとさつされた EV 認定済みの子牛の胸腺及び舌は、同じ日にゴールデン社でとさつされた残りの 202 頭の子牛肉からの非 EV 認定子牛枝肉から取った内臓と混合されていると述べた。ピアレス氏はプログラム、出荷申告書と積荷証券を調べなおしたところ、当時誤りがあったことがわかり、これからは改善したいとし、「J」認証のされた枝肉に由来するものについては内臓の箱/容器に「J」のマークを付けていればよかったと述べた。ゴールデン社では生きた子牛のみ搬入され、これをとさつしている。全ての子牛肉製品はこの生きた子牛に由来している。証拠文書 32 及び 34

2006 年 1 月 11 日、ゴールデン社は 21 体の EV 認定済み子牛枝肉及びその他 14 の様々な子牛肉製品を番号が 5140 及び 5141 の 2 枚の積荷証券を用いてアトランティック社に出荷した。

積荷証券 5140 には以下が掲載されていた：

- 胸腺 11 箱 - 合計 477 ポンド
- 子牛枝肉 21 頭 - 合計 5,762 ポンド
- 後脚 23 箱 - 合計 3,135 ポンド
- フライ 2 箱 - 合計 44.4 ポンド
- 頬肉 2 箱 - 合計 21.1 ポンド
- 内臓 2 バレル - 合計 600 ポンド

## 日本向け輸出調査報告書

- 肝臓 2 バレル -合計 2,400 ポンド
- バラパック肝臓 88 箱 -合計 1,538.6 ポンド

積荷証券 5141 には以下が掲載されていた：

- 031 ラック/ロイン 130 箱 - 合計 3,263.5 ポンド
- 骨 1 バレル -合計 300 ポンド
- 脚 7 コンボ-合計 13,401.8 ポンド
- 246 チャック 25 箱 -合計 1,293.85 ポンド
- 212 チャック 1 コンボ -合計 1,827.8 ポンド
- クロップトップ 1 バレル-合計 400 ポンド
- 前すね肉 3 バレル-合計 1,275 ポンド

積荷証券 5140 及び 5141 に添付された出荷申告書には両積荷証券由来の全ての製品は日本向け EV プログラム条件に合致していたと記されていた。しかし、記録によれば出荷品は日本向け EV プログラムに合致していない子牛部分肉と内臓が含まれていた。ゴールデン社の管理アシスタント/監査人であるリサ・ミース女史は、EV プログラムに関して監査人の地位は心地よいものではなく、彼女の職務の一部は EV プログラムに関する出荷申告書にサインすることであると述べた（注記：監査人の地位は同社 QSA マニュアルに定義されている）。彼女は EV 又は BEV というプログラムが何を意味するか確かではなく、トレーサビリティという用語の定義も知らなかったと陳述した。ミース女史によれば、ゴールデン社からアトランティック社へ出荷される全ての製品には出荷申告書を伴う必要があることを理解していた。彼女は USDA MGC ビドル氏からの「抽象的」報告書を通じて製品が EV 条件に合致していたか検証したと述べた。**証拠文書 14 及び 35**

ゴールデン社の工場長であるフィッシャー氏は、AMS が日本向け出荷品としての適格性を認定していない幾つかの製品も含め、積荷証券 5140 及び 5141 の全ての製品に日本向けの出荷申告書が添付された理由について質問された。フィッシャー氏は AMS の格付け担当は EV 認定済み製品を含む各出荷品について出荷申告書を要求し、これが大きな問題になる可能性があることが分かっていたと述べた。

## 日本向け輸出調査報告書

AMS 職員のレーン・ビドル、ダレル・ウィルソン、ジェームズ・リヴァは、フィッシャー氏に対して、全ての製品が日本向けの EV プログラム条件に合致するか否か関係無く、EV 認定済み子牛枝肉を含む全出荷品の識別のために出荷申告書が必要であるとは話していないと述べた。 **証拠文書 7, 13, 15, 27**

2006 年 1 月 12 日午前、ゴールデン社の施設で火災が発生し、深刻な損害が発生した。残りの全ての子牛枝肉及び内臓製品が失われた。しかし、施設の事務所部分には損害は無く、従って（施設及び FSIS の）全ての記録は安全であった。 **証拠文書 16**

2006 年 1 月 12 日付けのアトランティック社の受領記録#3959 によれば、2006 年 1 月 11 日にゴールデン社から出荷された 21 頭の子牛及び様々な子牛の部分肉並びに内臓を受領したと記述されている。2006 年 1 月 12 日の日付けの EV プログラム受領記録には 21 頭の EV 認定子牛枝肉の受領のみ掲載されていた。2006 年 2 月 2 日にアトランティック社の出荷受領管理者であるウェズリー・マルティネス氏が述べたところによれば、アトランティック社は 2006 年 1 月 12 日にゴールデン社から「J」のマークがついた 21 頭の枝肉を入荷し、その他には「J」のマークが記載されていないため、これが EV プログラム受領記録に記入された唯一の製品であった。 **証拠文書 17, 18, 37**

アトランティック社の 1 月 12 日と 13 日の日別 EV 生産記録には、解体・組み合わせされた様々な子牛製品が、未認定の子牛胸腺及び舌を含めて記載されていた。両方の EV 生産記録は日本向け EV 製品を表示するため「7」で始まるコードで各製品を識別していた。この記録は未認定の子牛胸腺及び舌を日本向け EV プログラム条件に合致すると識別していた。 **証拠文書 19 及び 20**

更に、1 月 13 日付けの EV 生産記録では「子牛 7 リブブラック・ブレード入荷」（ホテルラック）1 箱及び「子牛ロイントリム 4x4」（トリムドロイン）2 箱が日本に本社を置く日本シイベル・ヘグナー株式会社から 2005 年 12 月 27 日に注文されたものとして記載されている。アトランティック社の QSA マニュアルの規定および EV プログラムではこれらの製品はせき柱部位を含むため日本向け輸出に適していないことになっていた。

## 日本向け輸出調査報告書

アトランティック社は、自社の QSA プログラムに準拠する製品は、[AMS ARC 室書式文書] ARC 1030J, セクション 5.1.1 に言及された日本向け QSA プログラム条件の特定の製品条件に合致する必要があると述べてあるため、この条件を知っていた。セクション 5.1.1 には製品がせき柱の衛生的除去を保証する方法で生産されるべきとの条件が掲載されている。**証拠文書 3**

2006 年 1 月 13 日、アトランティック社は連邦規則第 9 編セクション 322.2 に基づき、FSIS に輸出証明書 MPF-455142 の申請を行った。完成された申請書には、■■■■氏がフィリップ・ピアレス氏に 2005 年 12 月 27 日に注文したのと同じ製品が全て記載されていた。■■■■氏の注文書と実際の申請書並びに輸出証明書（番号 MPF-455142）に記載された製品との間の違いは、合計 250 ポンドに及ぶ胸腺 25 箱であった。輸出証明書 MPF-455142 によれば、25 箱全部で 203.7 ポンドの重量であった。消費者安全検査担当職員（CSI）オアー氏は輸出証明書 MPF-455141 の申請書を品質管理責任者のクーニャ女史に提供した。申請書はアトランティック社の輸出コーディネータのロバート・バクスボーム氏と CSI オアー氏によって署名されていた。輸出証明書 MPF-455141 は公衆衛生獣医務官（PHV）ウィルス氏によって署名されていた。この証明書は合計で 48 箱、928.4 ポンドの製品に関するものであった。クーニャ女史は、後に幾つかの箱が除かれたため、当該証明書を無効にしてもらいたいと依頼した。MPF-455142 は FSIS 職員によって無効となった。**証拠文書 21**

以下は最初の注文である。

- ホテルラック(7片)1箱 - 合計 60.15 ポンド
- ホテルラックチョップ4箱 - 準備済み(7片) - 合計 105.1 ポンド
- 骨無しリブアイ1箱 - 合計 16.9 ポンド
- トリムドロイン骨無し(1x1)1箱 - 合計 17 ポンド
- トリムドロイン (4x4)2箱 - 合計 38.8 ポンド
- ストリップロイン1箱 - 合計 14.8 ポンド
- トップラウンド1箱 - 合計 19.5 ポンド
- 胸部骨無しフィンガーミート 6箱 - 合計 299.3 ポンド
- プレート 2箱 - 合計 54.85 ポンド

## 日本向け輸出調査報告書

- フルテンダー 1箱 - 合計 15.4 ポンド
- テンダーロイン 1箱 - 合計 12.5 ポンド
- 胸腺 25箱 - 合計 203.7 ポンド
- タン (舌) 1箱 - 合計 10.4 ポンド
- 骨 1箱 - 合計 60 ポンド

引き続き 2006 年 1 月 13 日に 2 番目の申請書である輸出証明書 MPF-455143 がアトランティック社によって要求された。証明書はアトランティック社の輸出コーディネータのロバート・バクスボーム氏と、CSI オアー氏によって署名されていた。証明書の一式はアトランティック社によって完成されていた。MPF-455143 はチョードウリー・M・サリーム博士によって署名された。クーニャ女史は後にこの証明書は重量に関して問題があり、第 3 の申請書を出すよう要請を行った。MPF-455142 と MPF-455143 の違いは 25 箱だった胸腺が 19 箱に変わったことだが、重量には変化が無かった。この証明書は合計で 928.4 ポンド/42 箱の製品に関するものであった。MPF-455143 はアトランティック社の要請で FSIS 職員が無効とした。証拠文書 22  
これは改訂された 2 番目の注文書である。

- ホテルラック (7 片) 1 箱 - 合計 60.15 ポンド
- ホテルラックチョップ 4 箱 - 準備済み (7 片) - 合計 105.1 ポンド
- 骨無しリブアイ 1 箱 - 合計 16.9 ポンド
- トリムドロイン骨無し (1x1) 1 箱 - 合計 17 ポンド
- トリムドロイン (4x4) 2 箱 - 合計 38.8 ポンド
- ストリップロイン 1 箱 - 合計 14.8 ポンド
- トップラウンド 1 箱 - 合計 19.5 ポンド
- 胸部骨無しフィンガーミート 6 箱 - 合計 299.3 ポンド
- プレート 2 箱 - 合計 54.85 ポンド
- フルテンダー 1 箱 - 合計 15.4 ポンド

## 日本向け輸出調査報告書

- テンダーロイン 1 箱 - 合計 12.5 ポンド
- 胸腺 19 箱 - 合計 203.7 ポンド
- タン（舌） 1 箱 - 合計 10.4 ポンド
- 骨 1 箱 - 合計 60 ポンド

2006 年 1 月 18 日、アトランティック社は 3 番目の完全な輸出証明書（MPF-455144）を要請した。CSI オアー氏によれば、2006 年 1 月 18 日の午前 9 時 30 分頃、Water Lillies Food 社にいた時にクーニャ女史が彼の個人用の携帯電話に電話をかけ、MPF-455133 に関する重量に問題が生じ、製品が空港に午後 3 時に着いている必要があるため、可及的速やかにアトランティック社に向かう必要がある旨伝えた。彼はクーニャ女史にできるだけ早く戻るが、PHV の署名が必要であると伝えた。クーニャ女史は CSI オアー氏にそれは自分に任せて欲しい、署名を貰ってくると伝えた。彼はアトランティック社に戻ると同時に、同社に FSIS 書式書類 9060-6 すなわち「輸出証明申請書」を提供し、同社の事務員が申請書のブロック 3 から 17 までを記載した。CSI オアー氏によれば、彼は箱を目視確認し、箱の数を数え、重量が正確であると判定し、申請書のブロック 18 から 20 までを完成させた。申請書は FSIS 書式書類 9060-5「食肉及び食鳥輸出衛生証明書」と FSIS 書式書類 9290-1「日本向け輸出証明書」が添付されていた。FSIS 書式書類 9060-5 と 9290-1 は施設の事務員によって完成された。CSI オアー氏によれば、午後 12 時 30 分から 1 時頃、アトランティック社 PHV ケイス・ウィルス氏の署名入りの輸出証明書一式（食肉及び食鳥輸出衛生証明書、日本向け輸出証明書、レターヘッド付き日本向け牛肉及び内臓輸出証明書）をオアー氏に返したとのことである。 **証拠書類 24**

2006 年 1 月 18 日、PHV ケイス・ウィルス氏はアトランティック社から輸出証明書一式を受領し、管轄所（Est. 20138, Bo-Bo Poultry Market, Brooklyn, New York）で審査し署名を行った。2 つの別の宣誓書において、ウィルス氏は同社で製品を見たことが無い旨を述べている。同氏によれば、検査が実施されたか確認するために CSI オアー氏の署名を探したという。更に彼は AMS が認定した EV 施設に関していかなる利害関係もな

## 日本向け輸出調査報告書

く、日本向け輸出製品に関してアトランティック社と話をしたことが無いと述べた。ウィルス氏は、現場レベルでは AMS と FSIS には何らの連絡も無いために、アトランティック社が認定済みの EV プログラムを有していたことも関知しなければ、この事案の前には EV が何であるのかも知らなかったと述べた。

### 証拠文書 25

CSI オアー氏が PHV ウィルス氏の署名入りの完成された輸出証明書一式を受け取ると、製品の幾つかについて無作為に現物検査を実施した。無作為現物検査が完了すると同時に CSI オアー氏は自ら各箱に輸出スタンプを捺印した。CSI オアー氏は製品が 20 ヶ月齢以下の子牛である旨の記録は受け取ってもいないし、見てもいない、AMS 認定の EV 施設に関して懸念があるとは思わなかったと述べた。 **証拠書類 23**

以前の証明書 MPF-455143 から輸出証明書 MPF-455144 への変更は骨 1 箱 (60 ポンド) が削除されたことである。この変更は日本シイベル・ヘグナー株式会社の■■■■氏の要請によって行われた。彼は 2006 年 1 月 18 日にピアレス氏に電子メールを送り、「ここで討議した結果、全てを台無しにするかもしれない骨 1 箱は積まない方が良いと思いました。日本で円滑に税関を通れるよう、骨 1 箱についてはよろしければ出荷を止めてください。そうすれば当方の輸送業者 (三井商船) が緊急空輸を手配できます」と述べた。

### 証拠文書 28

この証明書は 865 ポンド/41 箱の製品に関するものであった。輸出許可申請書及び食肉及び食鳥輸出衛生証明書の双方とも番号は MPF-455144 で、以下の日本向け輸出製品を記載していた。:

- ホテルラック (7 片) 1 箱 - 合計 60 ポンド
- ホテルラックチョップ 4 箱 - 準備済み (7 片) - 合計 104.7 ポンド
- 骨無しリブアイ 1 箱 - 合計 17 ポンド
- トリムドロイン骨無し (1x1) 1 箱 - 合計 17 ポンド
- トリムドロイン (4x4) 2 箱 - 合計 38.6 ポンド
- ストリップロイン 1 箱 - 合計 14.9 ポンド

## 日本向け輸出調査報告書

- トップラウンド1箱 - 合計 19.2 ポンド
- 胸部骨無しフィンガーミート 6箱 - 合計 298.6 ポンド
- プレート 2箱 - 合計 54.6 ポンド
- フルテンダー 1箱 - 合計 15.3 ポンド
- テンダーロイン1箱 - 合計 12.4 ポンド
- 胸腺 19箱 - 合計 202.3 ポンド
- タン（舌）1箱 - 合計 10.4 ポンド

輸出証明申請書は「製品は日本向け EV プログラム条件に合致」という文章を含み、品質管理責任者のエリヴィラ・クーニャ女史が署名した。レターヘッド付き日本向け牛肉及び内臓輸出証明書は「日本へ輸出される牛肉はEV プログラムで記述された全ての必須条件を満足した」という文章を含み、PHV ケイス・ウィルスが署名した。

以下の製品は日本向け EV プログラム条件に合致しなかった。

- ホテルラック(7片)及び「トリムドロイン」(4x4) は製品からせき柱が除去されていなかったため、適格性を有していなかった。
- 「胸腺」及び「舌」については、これらの内臓製品は日本向け EV プログラム条件に合致していないため適格ではなかった。注記：ゴールデン社が EV 認定のために子牛の胸腺を分離し識別する手続きを稼働させていたとしても、21 頭の EV 認定済み子牛から取れる最大量は約 21 ポンドであった（1 頭の枝肉から約 1 ポンド）。**証拠書類 26**

AMS ARC 室長ジェームズ・リヴァ氏は、アトランティック社がゴールデン社から 21 頭の枝肉を受領し、それらは全て EV プログラムに合致していた場合でも、積荷証券 5140、5141 及び輸出証明書 MPF-455144 に記載されていた通りの重量分の内臓を得ることはできなかった、と述べた。

**証拠書類 26 及び 27**

## 日本向け輸出調査報告書

アトランティック社の解体管理者である、ヘクター・ロペス氏が2006年2月2日に述べたところによれば、彼の記憶では2006年1月18日付けの輸出証明書MPF-455144に基づく日本からの注文の全部を満たすためには、「J」とマークされた子牛の枝肉は5頭から8頭分しか用いていないとのことだった。ロペス氏は2006年1月12日にゴールデン社から受け取った「J」のマークが捺された21頭の子牛の枝肉のうち、残りについては切り分けて他の顧客に販売したと述べた。**証拠書類 38**

2006年1月18日、アトランティック社は輸出証明書MPF-455144に記載した子牛肉製品を日本へ出荷した。**証拠書類 29**

### 日本からの注文に応じた問題の出荷物の目的地到達

2006年1月19日、子牛肉製品は日本に到着した。日本到着と同時に検査によって41箱のうち3箱が日本のEVプログラムにおいて米国から日本へ入国を禁止されているせき柱を含むことが明らかになった。

2006年1月20日、FSISは、日本は米国からの全ての牛肉製品の輸入を停止した旨の通知を受け取った。この決定は、日本がせき柱部分を含む3箱の製品（ホテルラック及びトリムドロイン）アトランティック社由来の子牛肉の輸出出荷品を受領し、それらがEVプログラム条件に違反していた結果である。

出荷品には日本向けEVプログラム条件に合致しない子牛の胸腺及び舌も含まれていた。**証拠書類 30**

# 日本向け輸出調査報告書

## 調査事実

- ゴールデン社の EV プログラムは、子牛の内臓の摘出、解体、出荷、輸出に関して規定が無かった。そのため、これらの内臓製品は EV 認定適格性を有していなかった。
- ゴールデン社は、とさつ時に EV プログラムによる証明のために子牛の内臓製品を分別・識別してはいなかった。
- ゴールデン社は、全ての製品が日本向け EV プログラム条件に合致したことを示す出荷申告書を添付した 2 枚の積荷証券を付して、日本向け EV プログラム条件に合致する 21 頭の枝肉及びその他条件に合致しない 14 の子牛肉製品を出荷した。
- AMS 職員のレーン・ビドル、ダレル・ウィルソン、ジェームズ・リヴァは、フィッシャー氏に対して製品が日本向けの EV プログラム条件に合致するか否かに関係無く、全ての子牛枝肉の出荷品の識別のために出荷申告書が必要であるとは、話していないと述べた。
- アトランティック社の日別生産記録(EV)は、子牛の胸腺及び舌を含む様々な子牛肉製品を含んでおり、未認定で EV 認定条件に合致していなかった。
- アトランティック社の QSA プログラムに従えば、全ての EV 製品は「7」と識別される。アトランティック社の日別生産記録(EV)に、未認定だが「7」のコードで始まる子牛肉製品が含まれていた。
- 実際にはホテルラック (7 片)、ロイン、子牛胸腺及び舌は日本向け EV プログラム条件に合致しないが、アトランティック社の輸出証明書一式 MPF-455144 は、「製品は日本向け EV プログラム条件に合致」という文面を含んでいた。
- アトランティック社は、202.3 ポンドの胸腺を輸出した。1 頭の子牛当たりで取れる胸腺は約 1 ポンドで、21 頭の子牛の枝肉のみが EV 認定されたことからすれば最大でも胸腺の重量は約 21 ポンドのはずである。無認定の胸腺約 181.3 ポンドは、21 頭の EV 認定済み枝肉から生産されることはない。
- ゴールデン社の記録では、EV プログラムの下で供給された製品は日本向け輸出条件に合致していなかった。
- アトランティック社の記録では日本へ輸出された子牛部分肉及び内臓は日本向け輸出の EV プログラム条件に合致していなかった。

## 日本向け輸出調査報告書

### 次のステップ

2006年1月24日、USDA監察官室（OIG）は事案発生覚書（COM）, HY-24381を発表した。

FSIS OPEERはOIGに対して本調査報告書を提出する。また要請があれば、本件の更なる調査において、また適当な検察当局の管轄の何らかの訴訟を起こす場合においてはOIGを支援することとしたい。

米国農務省  
監察官室  
食品販売促進局

## 監査報告書

日本向け牛肉輸出証明プログラムに対する  
農務省の管理に関する評価

2006年2月  
報告第 50601-11-HQ 号

米国農務省  
監察官室  
ワシントン D. C. 20250

TO : Mike Johanns  
農務長官

THROUGH : Phyllis K. Fong  
監察官

2006年2月16日

FROM : Robert W. Young  
監査担当監察官補

2006年2月16日

主題：日本向け牛肉輸出証明プログラムに対する米国農務省（USDA）の管理に関する評価（監査報告第 50601-11-HQ 号）

## **要旨**

我々は貴殿の要望に応じ、監査<sup>1</sup>を行った。この監査は、日本向け牛肉輸出証明プログラム（BEV）の条件を満たす牛肉製品を証明するための管理が正しく整備されていることを確認し、その管理機能に支障があるかどうかを調査し、また今後責任当局職員による遵守をさらに確保すべく、追加的措置を取り得るかどうかを判断する目的で行った。我々は、農業販売促進局（AMS）及び食品安全検査局（FSIS）は BEV プログラムの条件の伝達プロセスを改善することによって、FSIS 検査担当職員の役割と責任を明確に定義し、さらに FSIS 検査官の追加的に管理を強化することで、BEV プログラムの管理の強化が可能であるという結論に達した。

## **背景**

BSE 又はいわゆる「狂牛病」として広く知られる牛海綿状脳症の第 1 例目がワシントン州で確認されたという報告を受け、日本は 2003 年 12 月に米国からの牛肉及び牛肉製品の輸入を禁止した。2004 年 10 月には東京で会議が開催され、米国・日本両政府の代表者が二国間の牛肉貿易再開を協議した。この協議の結果、双方は科学に基づいたそれぞれの国内承認手続きを条件として、牛肉及び牛肉製品の双方向貿易を再開するという認識を共有した。2005 年 12 月 11 日、農務長官は日本市場が米国産牛肉製品に向けて開放

---

<sup>1</sup> さらに詳細については、範囲及び方法論の項目を参照されたい。

されたと発表した。日本との合意の下で、米国は20ヶ月齢以下の牛肉の輸出が可能となった。2003年12月の禁止以前に、米国は14億ドル相当の牛肉及び牛肉製品を日本に輸出していた。

米国産食肉製品の外国への輸出は、個々に独立しながら相互依存関係にある米国食肉業界、FSIS、及びAMSの3つの団体の活動によって促進されている。

- ・ 米国食肉業界は健康な動物のとさつを行い、健全かつ適正なラベル表示がなされた不純物のない食品を作る責任を負う。米国食品安全基準への合致に加え、この業界は輸入国から課された他のすべての条件を満たさなければならない。例えば、日本は牛の枝肉からのせき柱除去を要求している。

- ・ FSISは食肉製品の検査と外国向け輸出製品の証明に責任を負う。国内市場においては、FSISの規制活動は、USDAの検査済証を貼り付けることで完了する。製品が外国への輸出向けに準備される場合、FSIS職員がその製品が輸出条件を満たしているという証明を完了するためには、検査後の追加検証が必要である。

- ・ AMSは輸出証明を促進するために米国食肉業界とFSIS間の橋渡しを行っている。AMSの輸出証明プログラムは、FSISの検査活動の要素に含まれていない輸入国の条件を全て網羅するように考案されている。AMSは2005年12月及び2006年1月に、輸出証明プログラムの下で、合計40カ所の米国食肉処理施設を日本向け輸出製品の供給に適格であるとして認定した。

日本政府担当者は2006年1月20日、日本が米国産牛肉製品の輸入を停止したと発表した。ある米国食肉処理施設に由来する子牛肉製品にせき柱が混入しており、これが米国と日本の合意に違反していることからこのような措置が講じられた。<sup>2</sup>

日本の決定を受けて、農務長官は同日、貿易の再開を実現すべくUSDAが取り組むべき12の措置を発表した。これらの措置には、不適格な製品を輸出した食肉処理施設の日本向け輸出認定処理施設リストからの除外と調査、輸出証明書への第2の署名の要求、輸出証明に従事する検査担当職員の研修実施、及びプログラム条件の再確認のための検査担当職員と業界代表者の会議の開催などが含まれている。これらの措置は、日本向けBEVプログラムの管理上の弱点への対処を意図している。

---

<sup>2</sup> アトランティック社は不適格な子牛肉製品を日本に輸出した米国の食肉処理業者である。この不適格な製品はアトランティック社がゴールデン社から受け取った子牛の枝肉から製造された。

2006年1月27日、農務長官はUSDAによる日本向けBEVプログラムの調整と管理プロセスの妥当性を評価するために、監察官に監査の実施を求めた。

## **目的**

我々の目的は、USDAによる日本向けBEVプログラムの調整及び管理プロセスの妥当性を評価することであった。具体的に言うと、(1)日本に輸出される牛肉製品が特定の製品条件を確実に満たすためのAMSとFSISの作業手順及び管理の妥当性、(2)作業手順や管理を関連の当局の職員に伝え、その職員を研修するために関係当局が用いる手順、及び(3)当局職員がその作業手順を理解し実施することを認証する当局による管理の妥当性を調査した。

## **範囲及び方法論**

我々はワシントンD.C.にあるAMSとFSIS本局で監査を実施した。我々はまた、FSISプログラム評価執行審査部(OPEER)及び監察官室(OIG)調査部<sup>3</sup>が実施したインタビューの結果を利用した。我々は2006年1月30日から2月7日まで監査の現場作業を実施した。我々の目的を達成するために、我々は適切な職員にインタビューをし、関連文書を調査し、適用され得る方針と作業手順を再検討した。

我々は、以下のことについて理解を深めるため、AMS及びFSISの職員にインタビューを行った。日本向けに輸出される牛肉製品が特定の製品条件を充足するために用いられる作業手順及び管理について、関連の当局職員に期待される状態を確実に伝えるために用いられるプロセスについて、及び作業手順が適切に実施されていることを証明するために当局が用いる措置についてである。

- ・ AMSにおいて、我々は畜産・種子プログラム担当次長、畜産食肉標準化部長、及び監査審査遵守室長にインタビューを行った。

- ・ FSISにおいて、我々は現場作業担当官補佐、国際業務次席担当補佐、シカゴ・イリノイ地域事務所長、ニューヨーク州アルバニー地域事務所副所長、及びアイオワ州デモイン地域事務所副所長にインタビューを行った。

---

<sup>3</sup>この検討の開始時に、FSISのOPEERとOIGの調査部は関係当局と食肉処理施設職員にインタビューを実施し、このような事件の発生を許した状況を調査するために、輸出関連文書を入手していた。この検討の結果は別の文書で報告される見通しである。当監査は共同調査中に入手された情報を部分的に利用している。

・ また、我々は日本との合意交渉に当たったチームの一員である、マーケティング・規制プログラム担当次官代理にインタビューを行い、この合意についての理解を深めた。

日本が米国産牛肉の輸入停止を決定する原因となった、個々人の行動について理解を深めるために、我々は FSIS の OPEER と OIG の調査課が実施したインタビューの結果を利用した。これらの機関はアトランティック社とゴールデン社の食肉処理施設・管理者にインタビューを行った。またこれらの食肉処理施設内で検査に従事した FSIS の検査担当職員や、これらの処理場を検査し、日本向け輸出製品の供給に適格だと認定した AMS の職員にもインタビューを行った。

我々は日本向け BEV プログラムに関する AMS の方針や作業手順を分析した。これに加えて、我々は、輸出製品証明及び検査担当職員の実績評価に関する FSIS の方針や作業手順を調査した。最後に、我々はアトランティック社とゴールデン社の日本向け品質システム評価、及び輸出証明 (QSA/EV) プログラムのマニュアルを分析した。

我々は、米国会計検査院長官が策定した政府監査基準に従って監査を実施した。我々は、AMS、FSIS、及び食肉処理施設職員がどのように監査を実施し、これを検証し、牛肉輸出証明プログラムの条件を満たしているかを分析、観察するための食肉処理施設の訪問は行わなかった。我々の現場作業は、日本向け牛肉製品の貿易がない時期に実施されたことから、このような分析は不可能であった。その結果として、(1)FSIS の地域事務所職員と検査担当職員がどのように牛肉輸出プログラムに関する条件を検証したのか、(2)日本向け製品の輸出に適格な食肉処理施設を判断するための条件を AMS 職員がどのように監査したのか、(3)アトランティック社とゴールデン社以外の食肉処理施設が、どのように日本向け牛肉製品輸出に特定された製品条件を遵守したのかについて、十分に評価するための検査を実施できず、我々の作業範囲は制限された。

## **監査結果**

AMS と FSIS の双方は、農務長官が発表した 12 の措置に着手し、将来的に BEV の条件が満たされているという確証を与えるための作業手順や管理の策定を開始した。これらの措置に加えて、我々は BEV プログラムの運用管理をさらに強化できるという結論に達した。BEV 条件遵守の実施が失敗に終わったのは、特定の食肉処理施設と日本の輸出条件を現場検査官に伝えるプロセスや書類が不十分かつ非特定のであったことが原因であると判明した。本件について、FSIS の消費者安全検査担当職員 (CSI) と管理公衆衛生獣医官 (VMO) のいずれも、日本向け BEV プログラムを熟知しておらず、また輸出文書の署名や証明に関する役割や責任を理解していなかった。我々の観察結果は下記のとおりで

ある。

・ AMS は自らのウェブサイト上に、日本向け BEV プログラムを認定する食肉処理施設のリストを掲載しており、またインターネット上の FSIS の輸出ライブラリーは AMS のウェブサイトへリンクしている。FSIS は輸入国の条件を検討し、輸出申請書を提出する食肉処理施設が BEV プログラムの認定を得ているかどうかを判断するために、自らの検査官に輸出ライブラリーのチェックを求めている。日本向け BEV プログラムを認定された食肉処理施設には、特定の製品条件の遵守を確保できる手順の配備が求められる。ひとつには、AMS は特定危険部位 (SRM) とその他一定の部位の除去を求めている。<sup>4</sup>FSIS の輸出ライブラリーは、広い意味で (例えば牛肉や牛の内臓等)、また除去が必要な部位をリストアップすることによって、適格又は不適格な製品を特定している。日本は輸入に適合する製品を特定していないが、製品がリストに掲載された部位のいずれかを含む場合、これらはすべて不適格となる。日本との合意の遵守を確保するために、我々は AMS が自らのウェブサイト上でこの合意に合致する特定牛肉製品を掲載するよう勧告する。我々はまた、FSIS の輸出証明書類より前に、AMS と FSIS が食肉処理施設と輸出向け製品の両方の適格性の確認を求める運用プロセス (補正的コントロール) を合同で開発するよう勧告する。

・ AMS は、認定リストに掲載された食肉処理施設に QSA/EV マニュアル<sup>5</sup> の用意を求めている。アトランティック社とゴールデン社の QSA/EV マニュアルには日本への特定の製品条件が含まれていたが、求められるすべての具体的なプロセスの管理が網羅されているわけではなかった (後者は参入するすべての食肉処理施設に伝達されてはいたのだが)。それどころか、この QSA/EV マニュアルは国内向け作業に適用可能な施設の HACCP、SSOP、及び SOP の作業手順<sup>6</sup> に言及するのみであった。QSA/EV マニュアルは、AMS の提供する Form LS-313<sup>7</sup> サービスの申請にも触れている。FSIS の OPEER と OIG の調査部が実施した AMS と食肉処理施設職員のインタビューの際に、特定の BEV 条件とは何か、輸出に適格

---

<sup>4</sup> 2005 年 12 月 12 日付け ARC 1030J 手続き、USDA 輸出証明プログラムにおける日本向け牛肉の特定製品条件

<sup>5</sup>AMS は食肉処理施設に (a) 当プログラムにおいて管理職の地位にあるすべての職員を記載した組織図、又はそれに類似する文書、(b) 当該処理場の品質管理システムの範囲の記述、(c) 具体的製品条件、及び (d) その品質管理システムに確立された作業手順文書などを含む品質マニュアルの策定と維持を求めている。

<sup>6</sup> 危害分析重要管理点 (HACCP) は、重要管理点に対処する食品安全の体系的アプローチである。これらの重要管理点は食品安全上の問題が発生するリスクを緩和又は排除するために取りうる主要な行動である。衛生標準作業手順 (SSOP) 及び標準作業手順 (SOP) は、公的機関が作業前及び作業中に日常的に実施し、製品の直接の汚染や異物の混入の阻止に十分なすべての作業手順を記載している。

<sup>7</sup> Form LS-313 は、beef、calf、veal、lamb などの食肉の格付けや認定など、AMS 食肉格付け認定部門からのサービスを受けることに関心のある当事者に利用されている。

な製品とは何か、また輸出の認定に先立ち、AMS 当局者と具体的に協議したことは何かについて、食肉処理施設職員の理解に相違があることが判明した。条件の遵守と実施を強化するために、我々はAMSが食肉処理施設職員と連携してQSA/EVマニュアルを改訂し、日本向けBEVプログラムに必要な特定製品とプロセス条件を組み入れるよう勧告する。AMS当局者は、AMSがBEV認定リストに掲載されたすべての企業のQSA/EVマニュアルのすべてを再検証する計画であると報告している。

- ・ FSISは輸出証明プロセスに関与する職員の役割と責任を明確にする必要がある。CSIは箱の総数と製品説明が申請書の内容に合致すれば、輸出証明申請に署名していると明確に述べた。CSIは、VMOに輸入国の条件を満たす輸出証明の責任があると考えていた。しかしながら、VMOは、自らの責務がCSIによる輸出向け製品検査の終了後に、輸出文書の事務的処理を完了し、その正確さを確認することであると述べた。VMOは、2005年6月に地域に配属されて以来、彼は地域事務所副所長から文書審査のみを実施するよう指示されたと述べた。このVMOは、自らの責務が、2005年に受けた「実践的な」(製品の再調査)輸出検査の検証が組込まれた、管理公衆衛生獣医官の研修と矛盾することを、懸念していた。彼はもはや「実践的な」輸出証明活動をしていないことから、日本向けBEV条件の復習を行っていなかった。この地域事務所副所長は、VMOの職務が、輸出証明とその関連文書を審査することだとした。彼は、VMOの役割は正確な文書の処理を証明することであり、したがって「実践的な」輸出証明の実施は通常必要でないと明言した。彼は、製品ロットに問題や疑問がある場合には、VMOがその製品を調査する可能性があることを説明した。

- ・ FSISは、検査と輸出条件の証明の際の職員の役割と責任を伝達する際、自らの輸出証明指令書(1999年9月9日付けFSIS9000.1)に依存している。FSISはまた、日本向けの特定の輸出条件をそのインターネット上の輸出ライブラリーに掲載している。2005年12月、FSIS本局は各地域事務所長との電話会議を開催し、日本向け輸出条件について協議した。それに加えて、条件の遵守を確保することの必要性を強調する一連の電子メールメッセージを地域事務所長あてに再び送信した。しかしながら、FSISの現場職員に対し日本向け輸出証明書に署名し、証明する自らの責任を確実に理解させるための追加措置が取られることはなかった。アトランティック社を担当するFSISの地域事務所副所長は、当時その地域の食肉処理施設が日本への輸出を認められていなかったことから、電話会議に参加しておらず、またアトランティック社が日本への輸出を認められたことを知らされていなかった。<sup>8</sup>したがって、彼はこの地域の現場検査官に日本向け輸出プログラムの条件を伝達する必要がなかったと述べた。FSISの最前線の管理者も、ま

---

<sup>8</sup> アトランティック社は2006年1月6日に日本向け製品の輸出を承認された。

た CSI も日本向け BEV プログラムの条件を知らなかったのである。

- AMS は、BEV の認定リストに記載されたすべての企業の QSA/EV マニュアルのコピーを、FSIS に提供するよう申し出た。FSIS は、それらのマニュアルが独自の企業情報であるという立場を取り、したがってそれらのコピーを検査官の手元に所有させることを好まなかった。その代わりに、FSIS は、食肉処理施設がこのようなマニュアルを検査官の要望に応じて入手できるようにしておくことを、AMS が求めるよう依頼した。(この立場は、FSIS が独自の企業情報である工場の HACCP、SSOP、及び SOP 文書をどのように取り扱うかに一致している。)本件の場合、検査官は BEV プログラム条件を知らされておらず、またどのような文書や情報が入手可能であるかについても研修を受けていなかったことから、彼は食肉処理施設に QSA/EV マニュアルを求めることを知らなかった。BEV プログラム条件と輸出証明に対する検査官の認識を高めるために、FSIS は CSI のための研修を開発中である。我々は FSIS が輸出証明担当者の研修に、検定試験を導入するよう勧告している。これは AMS が枝肉の生理学的成熟度評価を通じて牛の月齢判別を行う、食肉格付官の能力を試験する措置に類似していると言えよう。試験の際に、食肉格付官は 98% の正確さで自らの能力水準を実証しなければならない。

- FSIS は、検査官が日本向け BEV 条件を理解し、輸出製品の適切な証明を確保するための特定の管理方法を確立しておらず、また特定の監視体制をおいていなかった。FSIS は FSIS 検査担当職員が当局の方針に従って輸出証明を実施していることを確認するために、その施設内遂行システム (IPPS) の見直しを計画している。しかしながら実績方式の検査システム (PBIS) は、輸出業務が予定外の検査業務となり、食品安全性の観点からリスクが低いことを考慮している。したがって、IPPS には輸出業務における検査官の実績評価について独自の作業手順が含まれていない。FSIS は輸出証明を行う検査担当職員の能力を具体的に評価する作業手順を導入するように、IPPS の検討指針を改訂する必要がある。

USDA は日本向け BEV プログラムの遵守を確保するための管理とプロセスを強化するために、必要な追加措置を特定すべく積極的な措置を講じている。これらの措置と、下記の勧告を受けて取られた措置によって、当プログラムがさらに強化されるはずである。

## **勧告**

- AMS は、輸出が認められている各食肉処理施設の特定牛肉製品を、ウェブサイト上に掲載するべきである。
- AMS 及び FSIS は合同で運用プロセス (補正的コントロール) を作成するべきである。

このプロセスは、FSIS が輸出書類を証明する前に、施設と輸出用製品の両方の適格性を確認するものである。

3. AMS は、施設の職員と連携して特定の製品と日本向け BEV プログラムに必要な追加的な条件を組み込むよう、QSA/EV マニュアルを修正すべきである。

4. FSIS は輸出証明プロセスの各段階において関係する FSIS 職員の役割と責任を明確にするべきである。

5. FSIS は輸出証明についての CSI の研修を早期に実施すべきである。FSIS はまた、輸出証明を実施する役目を与えられた職員の検定試験をその研修プログラムに組み入れるべきである。

6. FSIS は IPPS の確認指針を改訂して輸出証明プロセスの監視体制を強化し、輸出証明を行う検査担当職員の能力を評価する手順を新たに組み込むべきである。

我々は 2006 年 2 月 7 日に FSIS 及び AMS 当局者と面会し、この調査結果及び勧告について彼らの口頭でのコメントを得た。AMS 及び FSIS 当局者たちはこの報告書の調査結果と勧告に賛同を示した。

我々は当監査期間中に、AMS 及び FSIS 職員から得た支援と協力に感謝の意を表す。

**当報告書の情報コピーは下記の諸機関に配布されている。**

AMS 局長

当局渉外担当者あて (6 部)

FSIS 局長

当局渉外担当者あて (20 部)

米国会計検査院 (1 部)

行政管理予算局 (1 部)

最高財務責任者局、計画及び説明責任部長 (1 部)

#### IV. 米国農務省の調査結果及び行動計画

2006年1月20日、マイク・ジョハンズ農務長官は、日本への不適格な子牛肉の輸出に  
応えて最初に12の措置を発表した。

農務省食品安全検査局(FSIS)のプログラム評価執行審査部は、問題の2施設を調査し、  
その結果は、FSISの「日本向け輸出調査報告、ゴールデン社及びアトランティック社」  
に記録されている。農務省監察官室(OIG)は、「日本向け牛肉輸出証明プログラムにつ  
いてのUSDAによる管理の評価」に関して監査を行った。これらの各文書に、多くの調査  
結果とその結果に対して取られた措置が繰り返し述べられている。

##### 1. 2006年1月20日のマイク・ジョハンズ農務長官により発表された最初の措置

2006年1月20日、USDAは、不適格な子牛肉が日本へ出荷されたとの通知を受けて直ち  
に対応した。FSISの評価執行審査部による、当該2施設及び子牛肉出荷に関係するすべ  
てのFSISの検査プログラム担当職員の調査は、2006年1月20日、金曜日朝に始まった。  
この調査の一部として、FSISは、子牛肉の出荷に関与した施設の監督経緯を再調査し、  
評価した。FSISの調査は、OIGの協力のもとに実施された。FSISは、問題の製品の確認  
検査を指示し、日本市場へのお荷を証明した職員の仕事ぶりや行動も調査した。

また、2006年1月20日金曜日、USDAは12の措置を決定した。これらの措置は、今回  
のような事態の再発を防止する意向を公表する以前に進められ、また既にいくつか実施  
されていた。

2006年1月20日に発表された最初の措置は、我々の調査及び過去の措置や今後の措置  
について、日本政府に報告書を提出することであった。本書がその報告書である。

2006年1月20日に発表された2番目の措置は、日本向けとして不適格であった子牛肉  
製品を含め、輸出用の子牛肉製品を生産していた問題の施設を、リストから削除するこ  
とであった。

アトランティック社(ニューヨーク州、ブルックリン)とその供給者であるゴールデン社  
(オハイオ州、クレストン)は、双方とも農業販売促進局(AMS)の輸出証明(EV)プログ  
ラムから除外された。アトランティック社とゴールデン社は、日本への子牛肉輸出を認  
定されたただ2つの企業であった。ゴールデン社は、2006年1月12日の火災により、  
操業ができなくなった。アトランティック社は、2006年1月20日、東部時間午前8時

34分にリストから削除された。

2006年1月20日に発表された3番目の措置は、EV輸出証明書に第2の署名を求めることであった。

条件が充足されていることを確認する過程に、さらに1段階加えるため、FSISとAMSの双方が、EVプログラムにおける出荷を確認する責任を分担することを決定した。この結果、AMSが第2の署名を行うこととなった。(詳細については「FSISの調査所見と措置」に述べられている)。

2006年1月20日に発表された4番目の措置は、USDAが抜き打ち検査を行うことを、EVプログラムの一部とすることであった。

FSISは、当該局の検査プログラムの担当職員が、輸出証明のために定められた手順に正確に従っていることを検証するため、EVで認定された施設を抜き打ちで訪問することとなる。こうした手順を検証するための抜き打ちの訪問は、2006年4月から始まる。

AMSは、EVプログラムのすべてを抜き打ちで審査する。これは施設の現場で行われ、指定された製品条件が遵守されるような施設の処理過程を観察する。

2006年1月20日に発表された5番目の措置は、FSISが同局のすべての地域事務所長と電話会議を行い、EVプログラムに関し各国向けに定められた輸出条件を再確認することであった。

2006年1月20日同日、FSISは同局の地域事務所長すべてと電話会議を行い、EVプログラムを持つ国が指定した手順と輸出条件を再確認した。FSISの地域事務所長は、彼ら及び輸出に責任をもつFSIS検査プログラム担当職員全員が、輸出条件を知り、かつ理解する責任がある旨説明を受けた。更に、この電話会議により、すべての検査プログラム担当職員が輸出する施設が輸出条件すべてを遵守していることを確実にすることが、特に必要であると再確認された。この分野において、職員は自らの義務を履行する責任を負うことが明らかにされた。

2006年1月20日に発表された6番目の措置は、2006年1月23日にFSIS検査プログラム担当職員による電話会議を行い、EVプログラムに関係するすべての国の条件を再確認することであった。

2006年1月23日、FSISは、EVプログラムに関連する条件を再確認するため、すべての認定施設について、配属された責任ある検査プログラム担当職員による双方向的なウェブによる研修を行った。

このウェブによる研修は、輸出条件の遵守、安全性及び正確性を保証するため、輸出条件を集中的に再確認した。特に、このプログラムは、「FSIS 指令 9000.1 輸出証明」及び「9040.1 輸出向け製品の再検査」を詳細にわたり再確認した。輸出、各国向け条件、輸出証明プログラム及び輸出手順の関係資料が、すべての会議参加者に配布された。この研修では、輸出証明書情報が正確であることを検証し、輸出施設からの適切な添付書類が輸出証明書と一緒に含まれていること、及び受入国に追加条件があるかFSISの輸出ライブラリーで確認したことを保証する、という証明担当職員の責任についても説明された。

パワーポイント、適格な製品のデジタル映像、シナリオ及び質疑応答を含む研修に使用された資料すべては、AMSのEVプログラム概説書及び改訂された指令や通知文書などの関連資料とともに、FSISの検査プログラム担当職員のためのコンピュータを利用した研修にフォーマットされている。継続的な研修として、また、EV条件を遵守した製品を生産する施設を含め、割当て交代で行う職員のため、職員はこのコンピュータによる研修を受ける。またこの研修は、補足的な研修としても、2006年1月以降に雇用された新規の職員の教育のためにも使用される。この研修が完了すると、AMSの研修データベースに各職員が記録される。

**2006年1月20日に発表された7番目の措置は、輸出証明認定施設において、検査プログラム担当職員が法令遵守を保証する手順を再審査することであった。**

4番目の措置に述べた抜き打ちの再調査に加えて、AMSは、EVプログラムを要求している各国の輸出証明認定施設のため、すべてのEV認定施設の再調査を実施する。再調査では、EVプログラムのリストにある特定の製品条件（例えば、せき柱の除去）の各施設での実施状況が対象となる。これら再調査は、日本政府がこの報告書及び措置を再検討し、承認してから2週間以内に、かつ日本への製品出荷に先立ち完了される。

これらの再調査は、認定された施設の品質管理システム評価／輸出証明プログラム下の年2回の現行の監査を補完するものである。この監査は、品質管理システム(QS)マニュアルを遵守しているかどうかについて客観的に判断するため、証拠を入手し、当該情報を評価するシステムティックで文書化された手続きである。これらの監査は、特定の製品条件の遵守を保証するため、施設の所定の手続きを評価する。

2006年1月20日に発表された8番目の措置は、当該調査が完了し、これに関連した措置が実施されるまで、日本向け輸出証明プログラムに基づき認定する施設を追加しないことであった。

追って通知があるまで、日本向けEVプログラムに基づき監査もしくは認定される施設はない。これは、2006年1月20日に実施された。

2006年1月20日に発表された9番目の措置は、日本政府との作業が要請された場合、日本へチームを派遣する意向があるということであった。

要請があれば、USDAは、共に作業を行うため技術チームを日本へ派遣するつもりである。

2006年1月20日に発表された10番目の措置は、FSISが問題の施設の調査を実施することであった。

本報告書には、当該調査の要約、証拠書類、調査結果及び措置が含まれている。

2006年1月20日に発表された11番目の措置は、EV条件上のFSISの検査プログラム担当職員の追加研修が設けられ、この研修が完了した旨を認定する署名入りの認定書が要求されることである。

FSISは、EVプログラムの検査要員のための追加研修を実施し、こうした措置を基にした研修を継続して行う。2006年1月23日月曜日、FSISは、すべての輸出証明認定施設の責任ある立場の検査プログラム担当職員に対して、双方向的なウェブによる研修を実施した。この会合は、条件の遵守、安全性及び正確性の維持を保証するため、輸出条件を集中的に再検査することであった。特に、このプログラムは、「FSIS指令9000.1輸出証明」及び「9040.1輸出を意図する製品の再検査（指令9000.1輸出証明書は、輸出証明手続に関する現在のFSISの方針を明確にするため改正される）」を詳細に再確認した。輸出、各国向け条件、EVプログラム及び輸出手続に関する関係書類は、会議参加者のすべてに配布された。この研修は、輸出証明書に関する情報が正確であることを検証し、輸出施設の輸出証明書と適切な関係書類が添付されていること、及び彼らが、受入国の追加条件があるかどうかFSISの輸出ライブラリーで確認したことを確実にするという、証明検査担当職員の責任を何度も繰り返した。

パワーポイント、適格な製品のデジタル映像、シナリオ及び質疑応答を含む研修に使用

されたすべての資料は、AMS の輸出証明プログラムの概説書及び改訂された指令及び通知などすべての参考資料とともに FSIS の検査プログラム担当職員のためウェブによる研修にフォーマットされている。職員は、追加の研修と輸出証明の条件を満たした製品を生産する施設を含め、当該業務を担当する職員のためのウェブによる研修を受けることになる。また、研修は、補足の研修としても、2006年1月以降に雇用された新規の職員の教育のためにも使われる。この研修が確実に完了すれば、AMS の研修データベースに各職員が記録される。

FSIS は、輸出証明プログラムに基づく牛肉製品の証明に関する役割と責任を明確にするため、改訂された通知「輸出証明プログラムに基づく牛肉製品の証明」を作成しつつある。またこの通知に関連して、検査プログラム担当職員に追加研修が行われる。FSIS は、検査プログラム担当職員が研修を完了し、実績評価を通じて証明手続に専門性がある旨の文書を要求することとなる。FSIS は、2006年3月15日までに、この研修を行うことになる。

**2006年1月20日に発表された12番目の措置は、条件を遵守していることを保証するため、輸出証明プログラムに参加する施設の代表者と会議を行うことであった。**

2006年1月24日、USDA の担当職員は、ワシントンの USDA 本部において、輸出証明プログラムに参加する施設の代表者との会議を開催した。日本へ牛肉を輸出する施設の最高経営責任者と品質管理担当取締役を含む上級管理者は、農務長官から出席を期待している旨の通知を受け、これらすべての施設が出席した。更に、USDA は、日本以外の国への輸出に関する承認された EV プログラムを持つ施設全ての上級管理者の参加を奨励し、多くが出席した。マイク・ジョハンズ農務長官は、自らこの団体に語りかけ、米国の農場と食品輸出プログラムを高レベルに維持するため、すべての条件を遵守することの重要性を明確に伝えた。

2006年1月24日の会議において、業界が輸出条件を遵守するため、FSIS と AMS は共に重要な問題に取り組んだ。特に、輸出証明手順が再検討され、引き続き各国向け条件と輸出証明手順について徹底的に協議が行われた。プレゼンテーションは、すべての輸出証明認定施設に電送され、FSIS と AMS の双方の公式ウェブサイトで発表された。参加招待状、議題及びプレゼンテーションの写しは、付属書類 H として本報告書に同封されている。

USDA による 2006 年 1 月 20 日発表の 12 措置項目

USDA 日本向け牛肉輸出確認プログラム

措置番号	措置	色彩コード 緑=完了 黄=進展中	状況/コメント
1	我々の調査及び過去の措置や今後の措置について、日本政府に報告書を提出する。	(緑)	この措置は本報告書の送達と同時に完了される。
2	日本向けとして不適合であった子牛肉製品を含め、輸出用の子牛肉製品を生産していた問題の施設を、リストから削除する。	(緑)	日本への子牛肉の輸出を認定された 2 施設のみが 2006 年 1 月 20 日にリストから除外された。
3	EV 輸出証明書に第 2 の署名を求める。	(黄)	3 月 1 日又はそれ以前に開始。FSIS と AMS が EV プログラムのための出荷を確証する責任を分担するべきであったことが決定された。輸出条件が満たされていることを確認するために、AMS は輸出証明手続き中にこの第 2 の署名を行う。
4	USDA が抜き打ち検査を行うことを、EV プログラムの一部とする。	(黄)	2006 年 4 月又はそれ以前から、FSIS 検査プログラム担当職員が輸出証明のための既定の手続きに正しく従っていることを確証するために、EV 認定済みの施設への抜き打ちの訪問を実施する。AMS は全ての EV プログラムの抜き打ちの再確認を実施する。再確認は施設の敷地内で行われ、施設が EV 手順を遵守することを確認する。
5	すべての地域事務所長との電話会議を開催する。	(緑)	2006 年 1 月 20 日に完了。EV プログラムに関わる確立された手続き及び国ごとの輸出条件を再確認するために FSIS は電話会議を開催した。検査プログラム担当職員が輸出条件を知り理解しなければならないことが強調された。

6	全ての EV プログラム関係国の要求事項を再確認するための電話会議を開催する。	(緑)	2006 年 1 月 23 日に完了。FSIS はウェブ上での EV 認定済みの施設に割り当てられた検査プログラム担当職員との双方向の研修を行った。
7	輸出証明認定施設において、検査プログラム担当職員が法令遵守を保証する手順を再審査する。	(黄)	AMS は全ての EV プログラムの再確認を行う。これらの再確認は日本政府が報告書及びその措置を考察し受容れてから 2 週間以内に、そして日本への製品出荷前に完了するであろう。これらの再確認は現在実施中の半年ごとの監査を補足する。
8	当該調査が完了し、これに関連した措置が実施されるまで、日本向け輸出証明プログラムに基づき認定する施設を追加しない。	(緑)	2006 年 1 月 20 日発効で、追って通告があるまでは、他の施設が日本に対する EV プログラムのために監査され追加認定されることはない。
9	日本政府との作業が要請された場合、日本へチームを派遣する意向がある。	(黄)	USDA は喜んで連携のために日本に技術チームを派遣する。
10	問題の施設の調査を実施する。	(緑)	2006 年 2 月 2 日に完了。FSIS は改善の機会に向けて 5 項目の調査結果と 18 の追加措置を明らかにした。
11	EV 条件上の FSIS の検査プログラム担当職員の追加研修が設けられ、この研修が完了した旨を認定する署名入りの認定書が要求される。	(緑)	進行中。FSIS は EV プログラムの検査職員に既に追加的な研修を行ったが、これらの措置についての研修を続行することになる。2006 年 1 月 23 日に FSIS は EV 認定済み施設での検査プログラム担当職員のためのウェブ上での双方向の研修を行った。この会合は輸出条件の遵守、安全性及び正確さが維持されることを確実にするための輸出条件の集中的な再確認であった。
12	条件を遵守していることを保証するため、輸出証明プログラムに参加する施設の代表者と会議を行う。	(緑)	2006 年 1 月 24 日に完了。米国の農場と食品輸出プログラムを高レベルに維持するため、すべての条件を遵守することの重要性を明確に伝えるべく、USDA の担当職員は、ワシントンの USDA 本部において、輸出証明プログラムに参加する施設の代表者との会議を開催した。

## IV. 米国農務省の調査結果及び行動計画

### 2. FSIS 調査結果及び行動

この事件に関して徹底的で完全なる調査を行った結果、5つの調査結果及び15の措置のためのステップが特定された。それらは本報告書のこのセクションに詳細に記されている。

#### 第1の調査結果：

両施設の FSIS 検査プログラム担当職員は、アトランティック社、またはその供給と畜場のゴールデン社が、AMS の輸出証明プログラム (EV プログラム) に基づく日本向け輸出の認定を、最近取得したことを認識していなかった。FSIS 検査プログラム担当職員は、署名を得るため輸出証明書が申請された際に、アトランティック社が認定された EV プログラム施設であることを初めて認識した。

#### 第1の調査結果に対する措置

AMS は、施設が EV プログラムに基づいて監査され、認定もしくはリストから削除される際には、FSIS に通知するものとする。この通知は下記の要領で実行される。

1. 施設が EV プログラムのための AMS による認定を求めて、その QS マニュアルを提出すると、直ちに AMS は FSIS テクニカル・サービス・センター (TSC) に通知する。FSIS は、認定施設の検査プログラム担当職員に対し、輸出証明書の条件に応じた研修を行う。FSIS は、認定施設の担当職員の研修が AMS の通知から 5 日 (業務日) 以内に修了することを保証する。FSIS は、該当検査プログラム担当職員が研修を修了したとき、AMS に通知する。AMS は FSIS から研修が修了したという通知を受け取るまでは施設に輸出の認定をしないものとする。
2. 施設が EV プログラムの認定を受けた場合、AMS は、その施設を特定の国に対して製品の輸出を認定された施設リストに加える。AMS から FSIS へのそのリストの通知は、監査結果の写しの FSIS TSC への電子的送信で行い、さらに FSIS TSC は FSIS 地方事務所にそれを通知する。AMS は監査報告書の完全な写しを FSIS TSC に電子的に送信することによってフォローアップをするものとする。
3. 施設がリストから削除された場合、AMS は FSIS TSC に直ちに通知し、FSIS TSC は FSIS 地方事務所に通知する。AMS はリスト削除の通知の写しを、また、適当な場合は監査報告書を FSIS TSC に電子的に送信することによってフォローアップするものとする。

4. 認定された施設は、記録として全ての EV プログラム監査報告書の写しを保持するものとし、経営者は次の毎週のミーティングで監査報告書について FSIS の任命した施設検査プログラム担当職員と討議するものとする。このことは、EV プログラム認定施設に対するひとつの義務として加えられるものとする。
5. FSIS は全ての監査結果および AMS の報告書の受領を確認するものとする。

\*米国農務省は 2006 年 2 月 13 日月曜日に上記の変更を履行した。

#### 第 2 の調査結果：

ゴールデン社は、アトランティック社に対して日本向け輸出用の内臓を供給する資格を持っていなかった。今回の事件では、ゴールデン社はアトランティック社に内臓を出荷し、それを日本向け輸出の資格があるとして証明した。アトランティック社は、日本向けに供給することを認定されていない施設に由来する内臓であるにも関わらず、日本向け輸出の資格があるものと証明し、内臓を日本に輸出した。

#### 第 2 の調査結果に対する措置：

と畜場と部分肉処理施設とが別々の施設である場合、AMS は部分肉処理施設に対し、部分肉処理施設にとっての供給者である EV 認定と畜場施設のリストを保持するよう求める。

さらに、AMS は、部分肉処理施設に対し、各 EV 認定と畜場が EV プログラムに基づき認定される製品の現行リストを保持するよう求める。認定 EV プログラムの一環として、これら施設は、FSIS が施設の記録を閲覧できる状態であることを要求される。

\* AMS は 2006 年 3 月 1 日又はそれ以前に実行するものとする。

#### 第 3 の調査結果：

EV プログラムの条件の充足を確認する責任が、最終的には FSIS か AMS かという、権限の境界線が不明確であることが、調査中に明らかになった。

#### 第 3 の調査結果に対する措置：

条件の充足を確認するためのプロセスの中に、もう一つステップを加えるため、EV プログラムにおける出荷確認についての責任を FSIS と AMS の両者が共同で負うべきであると決定された。この調査結果のために、AMS は輸出証明プロセスにおいて第二の署名を提供する予定である。改正されたプロセスは以下のとおりである。

任意のEV認定施設からの各輸出証明関係輸出証明書に対し：

- FSISは、全ての食品安全条件の充足を証明し、署名する。
- AMS は、EV プログラムに基づいて認定された施設に対し、QSA マニュアルの中に輸出向け製品リストの掲載を義務づける。そのリストには、内臓を始めとする輸出向けの全ての牛肉品目が掲載されなければならない。その他、そのリストには特定の製品コード番号、及び施設食肉製品特定品目番号（IMPS）又は詳細な品目説明が掲載されなければならない。
- AMS は、供給業者及び部分肉処理施設が、仕向け先国に係る EV プログラムに基づいて、輸出証明書の申請書のリストに掲載されている各製品の処理及び輸出が認められていることを、確認する。
- AMS が当該施設が認定されていることを確認し、また輸出証明書の申請書に記載されている具体的な製品リストが、日本向け輸出として認定されていることを確認した後で、以下の内容の証明が出される。

「日本向けに輸出される牛肉は、EV プログラムの全ての必要な条件を充足している。食肉処理された牛がカナダから合法的に輸入されたものである場合は、年齢が20ヶ月以下であることを証明するため、EV プログラムの基準 5.2.1.1 又は 5.2.1.2 が適用される。もし、食肉処理された牛がメキシコ以外の第三国から合法的に輸入され、米国で飼育されたものである場合は、その牛の年齢が20ヶ月以下であることを証明するため、EV プログラムの基準 5.2.1.1 のみが適用される。」
- その他の EV 認定諸国に関しては、AMS は、全ての EV 条件を充足する施設及び製品に関して、同様の声明を発表するものとする。
- AMS は、各施設に対し、輸出証明書に署名をする FSIS 検査プログラム担当職員に、署名済の AMS の声明の写しを施設が提出するよう求める。AMS は、FSIS TSC へ、電子的に署名された AMS 声明全ての写しを電子送付する。
- FSIS は、この改訂されたプロセスと FSIS の役割及び義務について、検査プログラム担当職員に通知する。FSIS は、検査プログラム担当職員に対し、この通知に基づき研修を実施する。

\*第3の調査結果に対する措置は、2006年3月1日又はそれ以前に開始する予定である。

#### 第4の調査結果:

アトランティック社のFSIS検査プログラム担当職員は、食品安全問題に関する全ての認定に関して、十分な研修を受けていた。しかし、彼らはEVプログラムに関しては、十分な認識を持っていなかった。

#### 第4の調査結果に対する措置:

1. 2006年1月20日、FSISは、EVプログラムを持つ諸国向けの確立されている手続き、及び輸出条件を見直すため、全てのFSIS地域事務所長と、電話による会議を開催した。そこでは、輸出を担当する検査プログラム担当職員は、全員が輸出条件を知り、またそれを理解していなければならないことが強調された。さらに、その電話会議では、輸出を担当する検査プログラム担当職員全員が、各施設に対し、輸出条件全てを確実に遵守させることが、決定的に重要であると再度強調された。地域事務所長に対して、彼らと輸出を担当する検査プログラム担当職員全員が、輸出条件を熟知しておくべき責任があることが伝えられた。
2. FSISはEVプログラムの検査担当職員への追加の研修を行った。そして、継続的にこれらの措置に関する研修を行う予定である。2006年1月23日月曜日、FSISは、全てのEV認定施設の担当検査プログラム職員向けの双方向のインターネットによる研修を実施した。この会議は、輸出条件の遵守、安全性、及び正確性の維持を確保するため、輸出条件を集中的に再確認するものであった。具体的には、このプログラムでは、FSIS指令9000.1、輸出証明、及び9040.1、輸出向け製品の再検査の詳細な見直しが行われた。(指令9000.1輸出証明は、輸出証明プロセスに関する現在のFSIS政策を明確化するために改訂される予定である。)輸出に関係する資料、国の条件、EVプログラム及び輸出手順が全ての会議参加者に配布された。研修ではまた、認定担当官の義務である、輸出証明書上の情報が正確であることを証明すること、各施設からの正しい添付書類が輸出証明書に含まれていることを確認すること、また、受入国に何らかの追加条件があるかどうかをFSIS輸出ライブラリーでチェックすることが、繰り返し強調された。
3. AMS EVプログラムの概要、改訂された指令、通知などの全ての関連参考資料、その他パワーポイント、資格ある製品のデジタル画像、シナリオ、質疑応答を

始めとする研修で使われた資料全てが、現在 FSIS 検査プログラム担当職員向けのコンピュータによる研修を作成するために用意されている。コンピュータによる研修は、職員にはフォローアップ・研修として行われ、また、EV 条件の対象となる製品を生産する施設が含まれる任務にローテーションで就く予定の職員にも提供される予定である。この研修はまた、補足研修として、また 2006 年 1 月以降に雇用された新規職員の研修のためにも使用される予定である。各職員の研修が成功のうちに完了したという証拠書類は、同局の研修データベースに記録される予定である。

4. FSIS は、EV プログラムに基づく牛肉製品を証明する責任という役割と義務を明確にするため、改訂された通知「輸出証明プログラムに基づく牛肉製品の証明」を作成しているところである。また、この通知に関して検査プログラム担当職員向けの追加研修が行われる。FSIS は、検査プログラム担当職員がこの研修を修了し、実践の評価を通じ、証明プロセスを習得したという証拠書類を求めることとする。2006 年 3 月 15 日までに、FSIS はこの研修を実施する予定である。
5. 追加的なコミュニケーション手段として、USDA は、EV プログラムを持つ施設の検査プログラム担当職員と EV 認定施設の職員に対し、定期購読の電子メールを開設した。EV プログラムが変更されたときには、電子メールで注意を喚起する通知を受け取る。USDA は、2006 年 1 月 24 日の業界幹部との会議の開催中、全ての参加者に対してその場で電子メール購読の受付を行った。現在までに、電子メールでの情報は、600 以上の購読者に配信されている。
6. 第 1 の調査結果に対する措置は、第 4 の調査結果に関しても対応するものである。施設の QS マニュアルが、AMS による EV プログラム認定のために提出されると、直ちに AMS は FSIS TSC に通知する。FSIS は認定された施設の検査プログラム担当職員に対し、輸出証明条件に関する研修を実施する。FSIS は、認定された施設担当職員の研修が、AMS の通知から業務日 5 日間以内に修了することを、確認するものとする。FSIS は、検査プログラム担当職員が研修を修了した際は、AMS に通知する。AMS は、FSIS から研修が修了したとの通知を受け取るまでは、施設に輸出認定を与えないものとする。これにより、検査プログラム担当職員の研修についての通知が適正であることが裏付けられる。

\*USDA は、2006 年 2 月 13 日月曜日に上記の変更を実施した。

#### 第5の調査結果：

FSIS のウェブサイト上において、日本向けに輸出できる製品とできない製品についての情報を掲載しているが、今回の事件においては、製品の適格性を判断する上で、内容が詳細でなく十分なものではなかった。

#### 第5の調査結果に対する措置

認定された EV プログラムを持つ各施設のために、AMS は、EV プログラムに参加している各国に対して輸出が認定されている具体的な製品のリストを、内部のウェブサイトで保持する。この情報へのアクセスは、EV プログラムの中で研修された FSIS 検査プログラム担当職員に提供される。

\*これは 2006 年 3 月 1 日までに完了する予定である。

#### 実施を確実にするための政策措置

これらの是正措置を効果的に実行するために、FSIS 及び AMS は、両局間の適正な責務と権限を概説した「了解の覚書 (MOU)」を履行するものとする。

\*了解の覚書 (MOU) は 2006 年 3 月 1 日までに署名され、発効の予定である。

FSIS の調査により特定された 15 の措置ステップ

	措 置	色のコード 緑=完了 黄=進展中	現状・コメント
<b>調査結果1</b>			
1	<p>施設がEVプログラムのためのAMSによる認定を求めて、そのQSMマニュアルを提出すると、直ちにAMSはFSISテクニカル・サービス・センター（TSC）に通知する。FSISは、認定施設の検査プログラム担当職員に対し、研修を行う。FSISは、認定施設の担当職員の研修が5日（業務日）以内に修了することを保証する。FSISは、該当プログラムが修了したとき、AMSに通知する。AMSはFSISから研修が修了したという通知を受け取るまでは施設に輸出の認定をしないものとする。</p>	(緑)	2006年2月13日に完了
2	<p>施設がEVプログラムの認定を受けた場合、AMSは、その施設を特定の国に対して製品の輸出を認定された施設リストに加える。AMSからFSISへのそのリストの通知は、監査結果の写しのFSIS TSCへの電子的送信で行い、さらにFSIS TSCはFSIS地方事務所にそれを通知する。AMSは監査報告書の完全な写しをFSIS TSCに電子的に送信することによってフォローアップをするものとする。</p>	(緑)	2006年2月13日に完了

3	施設がリストから削除された場合、AMSはFSIS TSCに直ちに通知し、FSIS TSCはFSIS地方事務所に通知する。AMSはリスト削除の通知の写しを、また、適当な場合は監査報告書をFSIS TSCに電子的に送信することによってフォローアップするものとする。	(緑)	2006年2月13日に完了
4	認定された施設は、記録として全てのEVプログラム監査報告書の写しを保持するものとし、経営者は次の毎週のミーティングで監査報告書についてFSISの任命した施設検査プログラム担当職員と討議するものとする。このことは、EVプログラム認定施設に対するひとつの義務として加えられるものとする。	(緑)	2006年2月13日に完了
5	FSISは全ての監査結果およびAMSの報告書の受領を確認するものとする。	(緑)	2006年2月13日に完了
<b>調査結果2</b>			
1	と畜場と部分肉処理施設とが別々の施設である場合、AMSは部分肉処理施設に対し、部分肉処理施設にとっての供給者であるEV認定と畜場施設のリストを保持するよう求める。	(黄)	2006年3月1日以前に完了
<b>調査結果3</b>			
1	EVプログラムにおける出荷確認についての責任をFSISとAMSの両者が共同で負うべきである。条件条件の充足を確認するためのプロセスの中に、もう一つステップを加えるため、AMSは輸出証明プロセスにおいて第二の署名を提供する。	(黄)	輸入国と行われている検討の発展次第により、2006年3月1日以前に開始

調査結果4			
1	EVプログラムを持つ諸国向けの確立されている手続き、及び輸出条件を見直すため、FSIS地域事務所長と、電話による会議を開催する。	(緑)	2006年1月20日に完了
2	FSISは、EVプログラムの検査を行うFSISの担当職員に対し、追加的な研修を行う。	(緑)	2006年1月23日に施行、修正施行令と修正通知に関する研修は実施中
3	当該研修に用いられるすべての資料は、検査プログラム担当職員向けのFSISの電子的研修システム用にフォーマットされる。当該システムは新しい職員やEV条件の対象となる製品の生産の任務にローテーションで就く職員向けの、再度の研修実施を可能にする。研修が成功のうちに完了したことが各職員についてデータベースに記録される。	(黄)	2006年3月15日以前に実施し、その後、継続
4	FSISはEVプログラムに基づく牛肉製品を証明するための証明責任についての役割と責任を明確にするため、改訂されたFSIS通知を作成しているところである。追加研修が当該通知に関して提供される。	(黄)	2006年3月15日以前に実施し、その後、継続
5	EVプログラムに何らかの変更があった際に通知するため、USDAは検査プログラム担当職員とEV認定施設職員に対し、定期購読の電子メールを開設した。	(緑)	2006年1月24日に完了。現状では600以上の受領者

6	<p>施設のQSマニュアルが、AMSによるEVプログラム認定のために提出されると、AMSはFSIS TSCに通知する。FSISは認定された施設の検査プログラム担当職員に対して研修を提供する。FSISは研修が業務日5日以内に修了することを確証する。研修が完了した際には、FSISはAMSに通知する。AMSはFSISから研修が修了したとの通知を受け取るまでは、施設に輸出認定を与えないものとする。</p>	(緑)	2006年2月13日に完了
<b>調査結果5</b>			
1	<p>認定されたEVプログラムを持つ各施設のために、AMSは、EVプログラムに参加している各国に対して輸出が認定されている具体的な製品のリストを、内部のウェブサイト上で保持する。この情報へのアクセスは、EVプログラムの中で研修されたFSIS検査プログラム担当職員に提供される。</p>	(黄)	2006年3月1日以前に完了
<b>実施を確実にするための政策措置</b>			
1	<p>これらの是正措置を効果的に実行するために、FSIS及びAMSは、両局間の適正な責務と権限を概説した「了解の覚書 (MOU)」を履行するものとする。</p>	(黄)	2006年3月1日以前に完了

2006年2月15日

To: Robert W. Young 監察官室 (OIG)  
監査担当監査官補

From: Lloyd C. Day  
農業販売促進局 (AMS)  
局長

Barbara J. Masters D.V.M.  
食品安全検査局 (FSIS)  
局長

主題：監察官室 (OIG) 公式報告書案－日本向け牛肉輸出証明プログラムに対する  
USDA の管理に関する評価

本報告書について検討しコメントする機会をいただき感謝します。AMS と FSIS は本報告書案に非常に興味を持っており6項目の監査勧告についてそれぞれ回答しました。

### 第1号勧告

AMS は、輸出が認められている各食肉処理施設の特定牛肉製品を、ウェブサイト上に掲載するべきである。

### 第1号勧告に対する AMS の回答

EV プログラムが認定されている各施設に関しては、AMS は、EV プログラムに参加している各国への輸出を認定した特定製品を、自己のウェブサイトに掲載する。EV プログラムの研修を受けた FSIS の検査プログラム担当職員は、この情報へアクセスできる。本件は2006年3月1日までに完了する。

### 第2号勧告

AMS 及び FSIS は合同で運用プロセス (補正的コントロール) を作成するべきである。このプロセスは、FSIS が輸出書類を証明する前に、施設と輸出用製品の適格性を確認

するものである。

## **第2号勧告に対する AMS の回答**

施設が EV プログラムに基づく監査を受け、認定されるか又はリストから除外された場合、AMS は FSIS に通知する。これは 2006 年 2 月 13 日から実行し、以下の通り行われる。

- i. 施設の QSA マニュアルが AMS による EV プログラムの認定のために提出されると AMS は、直ちに FSIS テクニカルサービスセンター (TSC) に通知する。FSIS は、施設の検査プログラム担当職員に対し、輸出証明書の条件について研修を行う。FSIS は、AMS の通知から 5 日 (業務日) 以内に施設の担当職員の研修を必ず完了させる。FSIS は、該当検査プログラム担当職員が所定の研修を修了した時点で、AMS に通知する。AMS は FSIS から研修が修了したという通知を受け取るまでは施設に輸出の認定を行わない。
- ii. 施設が EV プログラムの下で認定されると、AMS は、その施設を特定の国に製品の輸出ができる施設リストに加える。AMS は、FSIS TSC に監査結果のコピーを電子送信することによってリストに掲載されたことを FSIS に知らせる。さらに FSIS TSC は FSIS 地方事務所にそれを通知する。AMS は監査報告書の完全な写しを FSIS TSC に電子的に送信することによってフォローアップをする。
- iii. 施設がリストから削除された場合、AMS は FSIS TSC に直ちに通知し、FSIS TSC も FSIS 地方事務所に通知する。AMS はリスト削除の通知の写しを、また、適切な場合は監査報告書を FSIS TSC に電子的に送信することによってフォローアップする。
- iv. 認定された施設は、記録として全ての EV プログラム監査報告書の写しを一部保持するものとし、経営者は毎週のミーティングで監査報告書について FSIS の任命した施設検査プログラム担当職員と議論する。本件は、EV プログラムのもとで認定される施設の条件に追加される。
- v. FSIS は AMS から提供されたすべての監査結果と報告書の受領を確認する。

供給者と部分肉処理施設とが別々の施設である場合、AMS は部分肉処理施設に対し、部分肉処理施設への EV 認定供給者のリストを保持するよう要求する。さらに、AMS は、部分肉処理施設に対し、各 EV 認定供給者が EV プログラムに基づき供給を認定される製品の現行リストを保持するよう要求する。認定 EV プログラムの一環として、これら施設は、FSIS が施設の記録にアクセスできるようにしなければならない。

## **第3号勧告**

AMS は、施設の職員と連携して特定の製品と日本向け BEV プログラムに必要な条件を

組み込むよう、QSA/EV マニュアルを修正すべきである。

### **第3号勧告に対する AMS の回答**

2006年1月20日、ジョハnz農務長官が発表したように、AMSはすべてのEV認定施設を再確認する。AMSは、ジョハnz長官が発表した4番目の措置に示されている抜き打ちの再確認に加え、EVプログラムが必要な各国向けのEVプログラム認定施設全ての再確認を行う。この再確認は、EVプログラムに記載される特定製品条件(例えば、せき柱の除去)について、各施設における実施状況をターゲットにする。この再調査は、現在半年に1回行っている認定施設のQSA/EVプログラムの監査を補足する。この監査は、施設がそのQSマニュアルを遵守しているかどうかを客観的に判断するために、証拠を取得しその情報を評価する系統だった立証プロセスである。同監査は特定製品条件の遵守を確保するために行われている各事務所のプロセスを評価するものである。

2006年1月24日、USDAはワシントンの本部においてEVプログラムに参加している施設の代表との会合を開催した。CEOや日本に牛肉を輸出している施設の品質保証担当役員などの経営トップ層は、全施設の代表の参加が期待されていることを農務長官から通知され、これら全施設からの出席があった。また、USDAは、日本以外の国向けのEVプログラムに基づき認定されたすべての施設の上級経営者の参加も奨励し、多数出席した。マイク・ジョハnz農務長官は、米国の農産物や食品輸出プログラムに関連する規準を高いレベルに維持するための必要条件を遵守することが重要である旨を、自ら明確に述べた。

2006年1月24日の会合中で、FSISとAMSは合同で業界の輸出条件遵守という重要な問題に取り組んだ。特に、輸出証明手順を見直し、続いて国ごとの条件や輸出証明プロセスについて深い討議が行われた。プレゼンテーションの内容はすべてのEV認定施設に電子メールで送信され、FSISとAMSのウェブサイトにも掲載された。

### **第4号勧告**

FSISは輸出証明プロセスの各段階において関係するFSIS職員の役割と責任を明確にするべきである。

### **第4号勧告に対する FSIS の回答**

FSISはFSIS指令9000.1(輸出証明)を改訂し、輸出証明プロセスに関する現在の方針を明確にする。この指令にはFSIS地域事務所及び検査プログラム担当職員が従う

べき基準が明確に規定され、輸出証明プロセスの各段階に関係する FSIS 職員の役割と責任を更に明確にするものである。FSIS 指令 9000.1 には、FSIS のファクシミリ様式 9060-6 を使用してこれに必要事項を記載することが明確に謳われており、検査プログラム担当職員に対し、FSIS 輸出ライブラリーの目的を明確に示すものである。同指令により、輸出証明を行うために従わなければならないステップを明確化する。

FSIS 指令 9000.1 の改訂 1 は、2006 年 3 月 1 日までに公表される予定である。

また、FSIS は「輸出証明プログラムに基づく牛肉製品の証明に関する FSIS 通知」を公表し、EV プログラムに基づき生産された牛肉の証明に関する役割と責任を明確化する。

この FSIS 通告は 2006 年 3 月 1 日までに公表される予定である。

## **第 5 号勧告**

FSIS は消費者安全検査担当職員 (CSI) のために輸出証明に関する研修プログラムの開発を早急に進めるべきである。また、FSIS は輸出証明を行うために派遣される検査担当職員の研修プログラムに検定試験制度を組み入れるべきである。

## **第 5 号勧告に対する FSIS の回答**

2006 年 1 月 20 日に、FSIS はすべての地域事務所長と電話会議を行い、EV プログラムを必要とする国について現在制定されている手順と輸出条件の見直しを行った。全ての輸出に責任を持つ検査プログラム担当職員は、輸出条件を熟知し理解していなければならないことが強調された。さらに、輸出業者にすべての輸出条件を遵守させるため、すべての検査プログラム担当職員にその重要性を電話で再確認した。地域事務所長は、自分たちと輸出に対して責任を負うすべての検査プログラム担当職員が輸出条件を熟知し理解する責任があることが告げられた。

FSIS は EV プログラムのための検査要員に対して更なる研修を用意したが、今後もこの研修を続ける予定である。2006 年 1 月 23 日月曜日に、FSIS はすべての EV 認定施設の検査プログラム担当職員に対し、ウェブサイトを利用した双方向の研修を行った。この会議は輸出条件を集中的に再確認、輸出条件の遵守、安全性、及び正確さを維持されることを確保するためのものである。特に、このプログラムでは、FSIS 指令 9000.1 (輸出証明) 及び 9040.1 (輸出用製品の再検査) を詳細に確認した (FSIS の輸出証明プロセスに関する現在の方針を明確にするために、指令 9000.1 (輸出証明) は修正される予定である)。輸出、各国の必要条件、EV プログラム、及び輸出手順の関係資

料がすべての会議参加者に配布された。この研修では、輸出証明書の情報が正確であること、輸出施設の所定の書類が輸出証明書に添付されていること、受入国の更なる条件について FSIS の輸出ライブラリーを確実に確認することといった、輸出証明を行う職員の責任が繰り返し言及された。

AMS の EV プログラムの概要ならびに改訂された指令や通知などのすべての関連参考資料、その他パワーポイント、適格製品のデジタル画像、シナリオ及び質疑応答などこの研修に使用されるすべての資料は、FSIS 検査プログラム担当職員用のコンピュータ・ベースの研修に形式を合わせている。職員にはコンピュータを利用したフォローアップ研修を行い、EV プログラムの条件の下で製品を生産する施設にローテーションにより配置される職員に対しても同様である。この研修は補足的に行われ、2006 年 1 月以降に雇用された新規職員に対しても実施される。各職員が研修を完了したことは、FSIS の研修データベース内に記録される。

FSIS は、EV プログラムに基づき牛肉製品を証明する責任における役割と義務を明確にするため、改訂された通知「輸出証明プログラムに基づく牛肉製品の証明」を作成しているところである。また、検査プログラム担当職員のために、この通知に関する更なる研修を実施する。FSIS は、検査プログラム担当職員がこの研修を修了し、実績評価で認定プロセスを習熟したことが実証されている証拠書類を提出するよう求める。2006 年 3 月 15 日までに、FSIS はこの研修を実施する予定である。輸出証明書には、研修を修了し認定プロセスを習熟した FSIS の検査プログラム担当職員しか署名できない。

追加的な連絡手段として、USDA は、EV プログラムを持つ施設の従業員と検査プログラム担当職員に対し、定期的に配信される電子メールを開設した。現在、EV プログラムが変更されたときには、電子メールで注意を喚起する通知を受けている。USDA は、2006 年 1 月 24 日の業界幹部との会議の際、全ての参加者に対してその場で電子メール配信の受付を行った。現在まで、この電子メールの情報は、600 以上の読者に配信されている。

調査結果 No. 1 に対する措置は、調査結果 No. 4 にも当てはまる。AMS が認定する EV プログラム用の品質システムマニュアルが施設から提出された際には、AMS はすぐに FSIS TSC に通知する。FSIS は、証明を求める施設の検査プログラム担当職員に対し、輸出証明書に関する研修を実施する。FSIS は、AMS の通知から営業日 5 日間以内に、認定された施設担当職員の研修を必ず完了させる。FSIS は、検査プログラム担当職員の研修が完了した時点で AMS に通知する。AMS は、FSIS から研修が完了したとの通知

を受け取るまで、輸出向けの施設の輸出を認定しない。このシステムにより、検査プログラム担当職員の研修に関する通知が適正であると裏付けられる。

## **第6号勧告**

FSIS は IPPS の確認指針を改訂して輸出証明プロセスの監視体制を強化し、輸出証明を行う検査担当職員の能力を評価する手順を新たに組み込むべきである。

### **第6号勧告に対する FSIS の回答**

FSIS 指令 4430.3 の改訂 1、すなわち施設内遂行システム (IPPS) は、2005 年 11 月 18 日に公表されたが、これには IPPS アセスメントを実行する際に現地事務所管轄内の監督者が遵守すべき、最新のプロセスと手順が示されている。IPPS プロセスの中に、輸出に責任を負うすべての職員のための輸出業務の遂行基準が定められている。

「輸出業務」遂行項目には 8 つの小項目がある。監督者は、IPPS プロセスを使って、輸出証明がなされた製品が法律、規則及び外国の必要条件に準拠しているかどうかを確認することについて、施設内の非管理職の検査プログラム担当職員の業務を評価する。IPPS の見直し結果は、2005 年 11 月に修正された FSIS 様式 4430-8 (施設内遂行システム評価) に記録する。IPPS 監督指針も同様に 2005 年 11 月に改訂されており、いくつかの業務について別の指針が示された。

FSIS 現場作業部署は、輸出業務についてより詳細な指針を提供する IPPS 監督指針を改訂するため、FSIS TSC と協力する。また、FSIS は、輸出業務を専門に行う職員のために FSIS 様式 4430-8 を作成することになっている。これは 2006 年 3 月までに作成される予定である。

勧告 6 項目

監察官室 - 日本向け BEV に対する USDA の管理の評価

2006 年 2 月 11 日

勧告 番号	勧告	色彩コード 緑=完了 黄=進展中	状況/コメント
1	AMS は、輸出が認められている各食肉処理施設の特定牛肉製品を、ウェブサイト上に掲載するべきである。	(黄)	2006 年 3 月 1 日又はそれ以前に完了。EV プログラムが認定されている各施設に関しては、AMS は、EV プログラムに参加している各国への輸出を認定した特定製品を、自己のウェブサイトに掲載する。EV プログラムの研修を受けた FSIS の検査プログラム担当職員は、この情報へアクセスできる。
2	AMS 及び FSIS は合同で運用プロセス（補正的コントロール）を作成するべきである。このプロセスは、FSIS が輸出書類を証明する前に、施設と輸出用製品の適格性を確認するものである。	(緑)	2006 年 2 月 13 日より、施設が EV プログラムに基づく監査を受け、認定されるか又はリストから除外された場合、AMS は FSIS に通知する。
3	AMS は、施設の職員と連携して特定の製品と日本向け BEV プログラムに必要な条件を組み込むよう、QSA/EV マニュアルを修正すべきである。	(黄)	2006 年 1 月 24 日、USDA はワシントンの本部において EV プログラムに参加している施設の代表との会合を開催した。日本政府が報告書及びその措置を考察し受け入れてから 2 週間以内かつ製品の日本向け輸出以前に完了させるために、AMS は EV プログラムを必要とする各国について、全ての EV 認定済み施設の調査を行う。

4	FSIS は輸出証明プロセスの各段階において関係する FSIS 職員の役割と責任を明確にするべきである。	(黄)	2006 年 3 月 1 日又はそれ以前に、FSIS 指令 9000. 1、改訂版 1 が発布される。輸出証明手続きに関する FSIS の現行方針を明確にするために、FSIS は FSIS 指令 9000. 1、「輸出証明」を改訂中である。指令は輸出品を証明するために行うべき段階を明確にするであろう。
5	FSIS は消費者安全検査担当職員 (CSI) のために輸出証明に関する研修プログラムの開発を早急に進めるべきである。また、FSIS は輸出証明を行うために派遣される検査担当職員の研修プログラムに検定試験制度を組み入れるべきである。	(緑)	2006 年 1 月 20 日、FSIS はすべての地域事務所長と電話会議を行い、EV プログラムを必要とする国について現在制定されている手順と輸出条件の見直しを行った。FSIS は EV プログラムのための検査要員に対して更なる研修を用意したが、今後もこの研修を続ける予定である。2006 年 1 月 23 日月曜日に、FSIS はすべての EV 認定施設の検査プログラム担当職員に対し、ウェブサイトを利用した双方向の研修を行った。AMS の EV プログラムの概要ならびに改訂された指令や通知などのすべての関連参考資料、その他パワーポイント、適格製品のデジタル画像、シナリオ及び質疑応答などこの研修に使用されるすべての資料は、FSIS 検査プログラム担当職員用のコンピュータ・ベースの研修に形式を合わせている。
6	FSIS は IPPS の確認指針を改訂して輸出証明プロセスの監視体制を強化し、輸出証明を行う検査担当職員の能力を評価する手順を新たに組み込むべきである。	(黄)	2006 年 3 月 1 日又はそれ以前に、FSIS 現場担当部署は、輸出業務についてより詳細な指針を提供する IPPS 監督指針を改訂にするため、FSIS 技術サービスセンターと協力する。また、FSIS は、輸出業務を専門に行う職員のために FSIS 様式 4430-8 を作成することになっている。

## V. 結論

USDA 及びその OIG は日本へ出荷された不適切な製品の件を徹底的かつ慎重に調査した。

調査により本件は輸出業者及び USDA 職員が、どの製品が日本向け出荷に適格であるのかを理解していなかった結果であることが明らかになった。日本政府との合意により、せき柱は出荷されないことになっていた。せき柱は Hotel Rack\* のラベル表示のある 1 ケース及び Trimmed Loin のラベル表示のある 2 ケースに含まれて出荷された。Golden Veal Corp. 及び Atlantic Veal and Lamb, Inc. は同一人物によって所有されていたが、Golden Veal, Corp. は日本向け出荷用の内臓を供給する資格がなく、内臓の分別についても理解していなかった。更に調査は、関与した施設の FSIS 検査プログラム担当職員が AMS EV プログラムについて十分承知しておらず、日本への輸出に不適格な製品の出荷を認定／証明すべきでなかったことを明らかにした。

これは EV プログラムによるこれら 2 施設から日本への最初で唯一の子牛肉の出荷であったため、我々はこの不適格な出荷を取り巻く状況が他に例のないものであるという我々の査定に自信をもっている。

これらの調査により、USDA は既に調査結果に対処する処置をとっており、同様な出来事の再発を防ぐために、わが国の輸出制度に更なる有効性と予防策も組み入れている。

\*Hotel Rack : 背骨付きの子牛肉や羊肉の意味